

平成27年第7回定例会会議録

招 集 年 月 日	平成27年9月14日（月曜日）			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 議	9月15日 10時00分 島袋義範議長宣言			
散 会	9月15日 16時57分 島袋義範議長宣言			
出 席 議 員 （ 応 招 議 員 ）	1	島 袋 義 範 議 員	7	渡久地 政 雄 議 員
	2	島 袋 勉 議 員	8	亀 里 敏 郎 議 員
	3	山 城 善 彦 議 員	9	知 念 一 邦 議 員
	5	内 間 広 樹 議 員	10	名 嘉 實 議 員
	6	仲宗根 清 夫 議 員	11	内 田 竹 保 議 員
欠 席 議 員				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 島 田 勝 雄 君 主 査 知 念 一 史 君			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村 長	島 袋 秀 幸 君	副 村 長	名 城 政 英 君
	教 育 長	宮 里 徳 成 君	総 務 課 長	内 間 常 喜 君
	政策調整室長	宮 城 弘 和 君	建 設 課 長	並 里 晴 男 君
	教育行政課長	大 城 強 君	農 林 水 産 課 長	知 念 吉 久 君
	会 計 管 理 者	知 念 弘 和 君	農 林 水 産 課 参 事	宮 里 政 喜 君
	公 営 企 業 課 長	西 江 正 君	福 祉 課 長	金 城 和 廣 君
	商 工 観 光 課 長	東 江 民 雄 君	住 民 課 長	西 江 忍 君
	医 療 保 健 課 長	亀 里 裕 治 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	宮 里 正 邦 君
総務課長補佐	山 城 直 也 君			
議事日程及び会議に付した事件	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

平成27年第7回伊江村議会定例会議事日程（第2号）

平成27年9月15日（火）午前10時00分 開 議

日程	議案番号	件名
第1	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について
第2	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について
第3	報告第9号	平成26年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書の提出について
第4	報告第10号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
第5	報告第11号	伊江小学校校庭整備工事の専決処分の報告について
第6	議案第68号	平成27年度伊江村一般会計補正予算（第4号）
第7	議案第69号	平成27年度伊江村診療所特別会計補正予算（第3号）
第8	議案第70号	伊江村特定個人情報保護条例の制定について
第9	議案第71号	伊江村手数料条例の一部を改正する条例の制定について
第10	議案第72号	伊江村子育て支援金に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第11	議案第73号	伊江村具志原貝塚等整備検討委員会設置条例の制定について
第12	議案第74号	村民レク広場備品購入（5連フェアウェイモア）の契約について
第13	議案第75号	村民レク広場備品購入（乗用カート10台）の契約について
第14	議案第76号	外科用X線装置備品購入の契約について
第15	議案第77号	西崎漁港防波堤整備工事の請負契約について
第16	認定第1号	平成26年度伊江村一般会計歳入歳出決算の認定について
第17	認定第2号	平成26年度伊江村診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
第18	認定第3号	平成26年度伊江村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第19	認定第4号	平成26年度伊江村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第20	認定第5号	平成26年度伊江村水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
第21	認定第6号	平成26年度伊江村船舶運航事業会計利益の処分及び決算の認定について

○ 議長 島袋 義 範 君

ただいまから、平成27年第7回伊江村議会定例会2日目の会議を開きます。 (開議時刻10時00分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

おはようございます。ただいま議案となりました諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を御説明申し上げます。

今回のこの諮問につきましては、人権擁護委員の現委員であります阿良区の東江好機委員、そして西江前区の玉城静子委員が、平成27年12月31日をもって任期満了を迎えますので、後任者の推薦について、法務大臣からの依頼に基づき、この諮問第1号では、伊江村字東江前135番地、昭和20年12月25日生まれで69歳の内間慶弘さんを、今回推薦したく、議会の意見を求めるものでございます。

内間慶弘さんにつきましては、皆さん御存じのとおり、長い間、本村の船舶事業で船長として勤務をされておられて、その仕事柄強い責任感と使命感を持ち合わせており、そして地域で人望も厚く、なおかつ地域社会の実情に通じており、最適任として推薦をしておりますので、皆様方の御審議をよろしくお願ひしたいと思います。以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

○ 議長 島袋 義 範 君

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。諮問第1号については質疑、委員会付託を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって質疑、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、適任とすることに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については適任と決定いたしました。

日程第2 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げますが、諮問第2号につきましても、諮問第1号と同様の理由によりまして、現在の2名の委員の後任者として、今回、伊江村字東江上24番地、知念レイ子さん。昭和26年11月16日生まれを適任として推薦をし、議会の意見を求めるものでございます。知念レイ子さんにつきましても、皆様御存じのとおり、長年、本村の学校の図書館司書として勤務をされてきて、そしてこの得意の書道で多くの子どもたち、弟子を育成をされておられて、その人柄、人望も厚く、また子どもたちの育成、付き合いの中で人権に対する理解も非常に深い方であり、適任として推薦をしておりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。以上で、提案理由とさせていただきます。

○ 議長 島袋 義 範 君

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。諮問第2号については質疑、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって質疑、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、適任とすることに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については適任と決定いたしました。

日程第3 報告第9号 平成26年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書の提出についてを議題とします。

提出者からの報告を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

報告第9号 平成26年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書の提出についての報告を行いたいと思います。

本報告は、地方自治法第243条の3第2項財政状況の公表等の規定により、これを議会に提出し、報告するものでございます。本事業報告、あるいは決算報告書については、去る平成27年7月21日開催の沖縄県土地開発公社の第129回理事会において、承認された平成26年度の事業報告、決算報告並びに資金状況報告書をここに提出をしておりますので、これで報告とさせていただきます。

○ 議長 島袋義範君

これで報告第9号は終わりました。

日程第4 報告第10号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

提出者からの報告を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

報告第10号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての提案理由並びに報告をいたします。

本報告は、平成26年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律、第3条第1項の健全化判断比率及び同法第22条第2項の資金不足比率について、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により別紙のとおり、これを議会に報告するものであります。

次のページをお願いいたします。財政健全化判断比率としまして、4つの項目、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、いずれの項目においても基準を下回っておりまして、良好な状態ということでのことでございます。

次に資金不足比率につきましては、資金不足比率あるいは経営健全化基準を伊江村水道事業会計、伊江村船舶運航事業会計、両会計においても、それぞれ配付ということになっておりまして、赤字がないことを示しておりまして、良好な資金状況だという報告でございます。

なお、普通会計財政健全化審査意見書と水道事業会計及び船舶事業会計、それぞれ財政経営健全化審査意見書を添付しておりますので、後ほど、御参照いただきたいと思っております。以上で報告とさせていただきます。

○ 議長 島袋義範君

これで報告第10号は終わりました。

日程第5 報告第11号 伊江小学校校庭整備工事の専決処分報告についてを議題とします。

提出者から報告を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

報告第11号 伊江小学校校庭整備工事の専決処分の報告について、報告をいたします。

本報告は、地方自治法第180条第1項に基づき、平成27年8月3日に専決処分した事項について、同条第2項の規定により、報告するものでございます。

専決処分内容については、次のページをお開きいただきたいと思います。

専決処分事項 1. 契約の目的 伊江小学校校庭整備工事、2. 契約の金額 (イ) 変更前の請負金額が9,396万円 (うち取り引きにかかる消費税及び地方消費税の額が696万円)、(ロ) 変更による増額契約額が140万4,000円 (うち取り引きにかかる消費税及び地方消費税の額が10万4,000円)、(ハ) 変更後の請負代金額が9,536万4,000円 (うち取り引きにかかる消費税及び地方消費税の額が706万4,000円)、3. 契約の相手方、有限会社丸仲土建 代表取締役 仲宗根末光と契約をいたしましたので、報告をいたしたいと思ひます。

なお、変更の理由、工事は、伊江小の校長住宅前の門扉の9メートルの追加工事によるものでございます。以上で報告とさせていただきます。

○ 議長 島 袋 義 範 君

これで報告第11号は終わりました。

日程第6 議案第68号 平成27年度伊江村一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

議案第68号 平成27年度伊江村一般会計補正予算(第4号)の提案理由を御説明申し上げます。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,690万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億8,559万4,000円と定めたいと思ひます。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思ひます。

(地方債の補正) 第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」によりたいと思ひます。

4ページをお開き願ひます。第2表 地方債補正、地方債の目的で過疎対策事業債で3,000万円の補正減で3億800万円。臨時財政対策債で1,737万2,000円の補正で、1,737万2,000円。学校教育施設等整備事業債で、今回3億円を補正しまして、3億円。辺地対策事業債で、1,750万円を追加補正をいたしまして、2,250万円。あわせて4つの地方債で、補正前の額が7億1,300万円に3,487万2,000円を追加し、6億4,787万2,000円の起債を今後、借入れを行っていきたいという補正でございます。

なお、詳細につきましては、事項別明細書をもって、各担当課長から説明をさせたいと思ひますので、よろしく願ひいたします。

○ 議長 島 袋 義 範 君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内 間 常 喜 君

それでは事項別明細書をもとに御説明申し上げます。歳入1ページをお開きください。

11款1項1目1節、細節1. 普通交付税につきましては、1億3,153万7,000円の増額補正となっております。交付税本算定による国からの交付決定によるものでございます。昨年に引き続き、増額となった要因につきましては、まち・ひと・しごと創生に要する経費、また昨年に引き続きまして、地域の元気創造事業等が影響しております。

次のページ、歳入2ページ、ちょっと飛びますが7目総務費国庫補助金、1節総務費補助金、細節15. 番号制度整備費補助金につきましては、自治体中間サーバブラットホームに係る負担金として439万6,000円

の増額補正でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

休憩します。

(休憩時刻10時18分)

再開します。

(再開時刻10時18分)

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀幸 君

申しわけありません。私が先ほど説明をいたしました「第2表地方債補正」の中で、地方債の限度額の合計のほうを、私「6億4,787万2,000円」ということで申し上げましたが、正確には「7億4,787万2,000円」。それと7臨時財政対策債の計のほうが「1億1,737万2,000円」ですので、そういうことでおわびをして、訂正をさせていただきたいと思います。

○ 議長 島袋 義範 君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並 里 晴 男 君

歳入2ページの15款2項4目土木費国庫補助金792万2,000円の補正計上でございますが、沖縄振興公共投資交付金としまして、平成28年度に村営団地の建設に向けて調整をしたところ、沖縄県のほうから基本設計について、内示、調整がつきましたので計上しています。なお、補助率につきましては70%の事業でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮 城 弘 和 君

歳入の3ページをお願いいたします。16款2項1目総務費県補助金2,560万円の増額につきましては、細節1186。沖縄振興特別推進交付金の市町村配分枠の流用調整による追加配分が見込まれますので、計上してございます。観光客誘客環境整備事業に充当する予定でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西 江 忍 君

申しわけございます。歳入の2ページに戻っていただきまして、7目総務費国庫補助金1節総務補助金でございますが、細節15。につきましては、総務課長から説明のあったとおりでございます。

細節17。通知カード等関連事務交付金14万8,000円の計上につきましては、個人カード交付事務費補助金の通知に基づき計上してございます。

○ 議長 島袋 義範 君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並 里 晴 男 君

16款2項3目衛生費県補助金345万7,000円の計上でございますが、沖縄県海岸漂着物対策事業としまして、内示がありまして、計上してございます。補助率につきましては95%であります。詳細につきましては、歳出のほうで御説明をしたいと思います。

○ 議長 島袋 義範 君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知 念 吉 久 君

4目農林水産業費1,425万円の増額補正ですが、細節116。漁村再生交付金事業、西崎漁港防波堤整備工事

ですが、追加の交付決定に伴う増額でございます。詳細は、歳出で説明させていただきます。

○ 議長 島袋義範君

商工観光課長 東江民雄君。

○ 商工観光課長 東江民雄君

歳入4ページをお願いいたします。16款3項8目1節商工費委託金につきまして、沖縄県から家電製品等の調査事務委託に伴います権限移譲の事務委託金1,000円の予算計上でございます。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

歳入5ページでございます。19款2項1目財政調整基金繰入金につきましては、1億2,600万7,000円の減額補正でございます。普通交付税が増となりましたので、一般財源を組み替える措置でございます。当初3億322万1,000円の計上ございましたので、今回の減額により1億7,721万4,000円の繰り入れとなります。

続きまして9目ちゅら島づくり応援基金繰入金50万円の増額補正につきましては、村内で実施する結婚披露宴助成金に充てるための繰り入れる措置でございます。御存じのとおり、村内実施の披露宴については、5月に村内で披露宴が1組開催されまして、6月に助成金の支給1号が誕生しております。

○ 議長 島袋義範君

福祉課長 金城和廣君。

○ 福祉課長 金城和廣君

歳入6ページでございます。21款3項4目過年度収入7万1,000円の増額でございますが、平成26年度障害者認定事業負担金精算分でございます。

○ 議長 島袋義範君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

21款3項6目雑入15万6,000円の計上でございますが、E&Cセンターの計量機使用料としまして、セメントローリーの計量に伴う補正計上でございます。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

歳入7ページをお願いいたします。22款1項1目村債1節過疎対策事業債につきましては、全国的に過疎債を活用した事業が増加傾向にありまして、頭打ちとなっております。伊江小学校校舎改築・併行防音工事を学校教育施設等整備事業債に組み替えて起債するための措置でございます。7節臨時財政対策債、これにつきましては、交付税本算定に伴い借り入れ限度額が確定したことによる1,737万2,000円の増額補正でございます。8節学校教育施設等整備事業債につきましては、先に述べました過疎対策事業債からの組み替え措置で3億円の増額補正でございます。10節辺地対策事業債につきましては、まちづくり支援事業として（スポーツ交流広場等）の実施設に充てるため、1,750万円の起債額を計上しております。

続きまして歳出に移ります。2款総務費におきましては5,182万2,000円の増額補正となっております。1項総務費、総務管理費、1目一般管理費の8節104. その他報償費2万円の増額補正につきましては、村政功労表彰式での余興等に係る謝礼を見込んでの計上でございます。11節需用費103. コンピューター修繕料については、サーバー機や非常用バッテリーの修繕費用、村内公共施設を結ぶ地域イントラネット整備の設備の修繕に要する経費で182万2,000円の増額補正でございます。104. 新生協消耗品費の20万円の計上につ

きまして、お祝い袋、香典袋等の印刷料として増額補正をお願いいたします。106. 番号制度対応システム改修の2,020万円の減額補正につきましては、予算計上のあり方として委託料が望ましいと考え、13節への組み替えをするものでございます。12節役務費、102. インターネット利用料5万6,000円の補正につきましては、B&G東保育所で活用するWiMAXルーターの使用料でございます。13節委託料、121. 番号制度対応システム改修等の2,298万8,000円につきましては、需用費からの組み替え分とシステムの改修に追加が生じたための増額補正でございます。19節負担金補助金及び交付金の143. 結婚披露宴助成金50万円の増額につきましては、年度内での披露宴開催に備えて助成金として計上する措置でございます。

2目文書広報費、12節役務費、2. 広告料4万円の補正については、県外の郷友が主催する古典音楽、琉球民謡公演への広告料として計上をお願いいたします。104. 村例規集データベースシステム更新手数料につきましては、現行の法令改正が多岐にわたり、村の例規集の更新も相次ぐことから、実績に伴い177万4,000円を増額補正するものでございます。4目財産管理費、18節備品購入費、1. 事務用備品費の33万8,000円の増額につきましては、サーバー室のエアコン購入のため予算計上するものでございます。

○ 議長 島袋義範君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮城弘和君

同じく4目財産管理費の25節積立金の細節111. 特定防衛施設周辺整備調整交付金基金の90万円の減額につきましては、9目特別事業対策費の15節工事請負費への事業組み替え措置によるものでございます。5目企画費でございます。15節工事請負費3,200万円の増額補正につきましては、細節1186. 沖縄振興特別推進交付金事業の観光客誘客環境整備事業の青少年旅行村浸透池整備工事費を補正計上してございます。19節負担金補助金及び交付金の102. 北部広域圏事務組合振興負担金86万9,000円の増額につきましては、北部広域市町村圏事務組合が事業主体で実施いたします、やんばる観光連携促進事業の本村の負担分でございます。

9目特別事業対策費でございます。12節役務費、13節委託料の細節1308. 総合運動公園整備事業の50万円の増減措置につきましては、野球場施設整備事業の事業費組み替えによるものでございます。13節委託料の細節1307. 多目的屋内運動場整備事業費の増額につきましては、水平探査業務において磁気異常点が123点に反応があり、その確認探査業務の追加による補正増額でございます。

ページをめくっていただきまして、15節工事請負費の細節1284. 伊江小学校校庭整備事業の761万円の増額につきましては、倉庫及びトイレの追加工事費を計上してございます。

○ 議長 島袋義範君

住民課長 西江忍君。

○ 住民課長 西江忍君

歳出3ページ、2款2項1目税務総務費13万3,000円の計上でございます。8節、細節101. 納期前報償金の計上でございますが、昨年度719件の対象がございましたが、今年度は753件と34件多くなっておりまして、そのことによります計上でございます。

歳出4ページお願いいたします。2款3項1目戸籍住民基本台帳費、3節職員手当等、細節14. 児童手当につきましては、児童手当受給者の変更に伴う計上でございます。7節賃金12万2,000円の計上につきましては、個人カード交付事務に従事する賃金職員の1カ月分を計上してございます。12節役務費、細節1. の4万円につきましては、個人カード交付時に必要な郵送費を4万円計上してございます。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

歳出5ページでございます。2款5項2目指定統計費、14節使用料及び賃借料、細節9. 使用料2万円につきましては、今年度実施の国勢調査に伴う調査員が使用する地図の複写使用料を計上するものでございます。

○ 議長 島袋義範君

福祉課長 金城和廣君。

○ 福祉課長 金城和廣君

歳出6ページでございます。3款1項1目社会福祉総務費、12節役務費の11万5,000円の増額でございますが、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求手続に関する郵送料の計上でございます。

○ 議長 島袋義範君

住民課長 西江忍君。

○ 住民課長 西江忍君

同じく2目国民年金事務費10万円の計上でございますが、3節職員手当で細節14. 児童手当でございますが、当初にて支給対象児童1人が漏れておりましたので、今回計上してございます。よろしく願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

福祉課長 金城和廣君。

○ 福祉課長 金城和廣君

同じく5目戦跡保存費、9節旅費4万9,000円、14節使用料及び賃借料19万円の増額でございますが、戦後70年座間味村、渡嘉敷村訪問感謝の集いの実績に伴い不足が生じているための補正をお願いいたします。

8目身体障害者福祉費は財源補正でございます。

次のページでございます。3款2項1目児童福祉総務費1万2,000円の増額でございますが、自動車航送料で不足が生じているため、補正をお願いいたします。3目保育所費、11節需用費、細節6. 修繕料177万8,000円の増額でございますが、東保育所の落雷による太陽光発電設備計測装置など、及び散水ポンプの修繕費等、中央保育所のクーラーガス漏れの修繕料の計上でございます。よろしく願いします。

○ 議長 島袋義範君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

歳出8ページ、4款1項4目環境衛生費13万7,000円の補正でございますが、3. 扶養手当これは職員の扶養手当に必要なために11万7,000円。6. 特殊勤務手当2万円ですが、これは聖苑の管理手当としまして2万円計上してございます。

次のページで4款2項1目清掃費270万円の計上でございます。109. 廃家電リサイクル収集運搬委託料、これは今回補正計上してございますが、3月の定例議会後、家電リサイクルの廃棄処理について、検討を行ってきましたが、その後、村民が家電リサイクル製品を廃棄する場合の対処としまして、村内の一般廃棄物処理業者に依頼するとき、従来そのリサイクル料金と3,000円の廃棄処理料金がかかっていましたが、今回運搬収集業者と調整をしたところ、廃棄処理料金の3,000円は村が負担をすることで合意をしたことから、予算を計上してあります。なお、お手元に資料を配付してございますが、この資料のイメージとしまして、排出者村民が郵便局でリサイクル料金を納付しますと、リサイクル券が交付されます。その交付をもって一般廃棄物運搬業者へ廃家電と持参して対処する方法。または、リサイクル券を持参しない場合は、家電リサイクル料金と廃家電を持参して持ち込みます。その際、一般廃棄物の業者がリサイクル券の購入を代行します。そして一般廃棄物の業者につきましては、その後、廃家電を村外の廃棄処理施設へ運搬しまして、

その処理済み票を交付します。大体この4トンの車で1回当たり、20台ぐらいを運搬できることになっています。

その後、処理済み票を交付された場合、この一般廃棄物業者は、村へ処理済み票を添付をして、その後、運搬費用と車両航送料につきまして、一応請求します。村としましては、処理済み票の実績を確認後、支払いをしますという内容で、一般廃棄物収集運搬業者と伊江村とは、一般廃棄物収集運搬業者との委託契約をまず初めに交わしてから、その業務に当たる内容としております。また、詳細につきましては、以上でございます。

次に、4款2項2目のE&Cセンター運営費について、説明をします。これにつきましては、15万6,000円の財源補正でございますが、補正となっておりますが、セメントローリーの計量機の補正でございます。以上です。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

歳出10ページ、6款1項3目農業振興費は、農業経営基盤強化促進対策事業1012.については、事務費等の組み替えでの措置でございます。次に7目の農地費ですが266万6,000円の増額補正は、細節1277. 管理体制整備促進事業では、促進事業は、国営事業等で造成された施設の操作体制の習得、操作体制の整備を図る事業でございますが、旅費の増加については、県内の土地改良区等の視察研修等のための補正でございます。18節備品購入費につきましては、中央管理所に事務所を構えますが、その机、イス、パソコン等の事務用品等の整備のための増額分でございます。細節1295. 農業基盤整備促進事業の20万円の増額は、燃料費等の需用費が不足が見込められるための補正でございます。細節1278. 団体営農地保全整備事業（東江上第1地区）の36万円の増額につきましては、用地取得に係る土地評価鑑定料としての計上でございます。

歳出11ページ、林業費、2目林業振興費の原材料費80万円の増額補正は、リリーフフィールド公園や子どもの森公園、子どもの森広場などに植栽するソテツ等の購入費としての計上でございます。

歳出12ページ、6款3項水産業費、3目漁港建設費1,500万円の増額補正ですが、細節1215. 漁村再生交付金事業において、平成28年度工事施工予定、来年度施工予定の西崎漁港内の浮棧橋工事の実施設計の追加交付による委託料の増額と、工事請負費については、西崎漁港防波堤整備工事に係る今年度発注した、既に発注した残り分の工事費の追加交付がありましたので、工事費に増額してございます。

○ 議長 島袋義範君

商工観光課長 東江民雄君。

○ 商工観光課長 東江民雄君

歳出13ページをお願いいたします。7款1項2目商工振興費、14節、細節8. 借上料につきましては、青少年旅行村駐車場整備に伴います仮設駐車場の土地の賃借料であります。B&G海洋センター北側にございます西江前区の大城正勝さんの土地1,988平方メートルの賃借料でございます。

次に3目ははにくすに関連費、11節6. 修繕費につきましては、はにくすにターミナル等の防火シャッターの修繕料として計上してございます。去った台風13号及び15号の襲来によりまして破損しておりますので、計上してございます。

○ 議長 島袋義範君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

歳出14ページ、8款1項1目土木総務費、これ財源補正でございますが、総合運動公園整備事業の野球施

設設計業務に伴い、補助事業で職員給料2人、3カ月分の給料が計上できたことによりまして、財源補正を行っております。

次の15ページです。8款3項1目住宅管理費367万円の補正でございますが、11節需用費、6. 修繕料としまして、今回具志団地の12戸の倉庫の門扉のほうの取り替えを行いたいと思っております。それと各団地の修繕料に不足が生ずることが考えられますので、計上してございます。12節の役務費の3. 手数料ですが、西江上団地の浄化槽調査業務としまして、手数料5万円を計上してございます。2目の住宅建設費1,131万9,000円、これは住宅建設事業としまして、平成28年度に村営住宅を建設する計画で、県と調整をしまして、現在そのための基本設計ですね。今回は基本設計業務を予定しております。なお、村営団地の場所につきましては、現在のところこのいろんな学校の子どもたちの両校の小学校の学校数、子どもたちの数とか、あるいはまた集合住宅が多い場所とか、いろいろと勘案しまして、現在のところ城山団地の元の城山団地ですね。その空き地を予定しております。なお、この件につきましては、区長会へも一応は報告はしておりますが、やはり区長会の中でも私どもの区にしてほしいという要望もあります。今後また区長会とも調整を図りながら進めていきたいと思っております。なお、この予定の団地の戸数につきましては、現在のところ12戸を予定しておりますが、この基本設計の中で、従来の3LDKの部屋とかにこだわらず、この2DKとか、そういった2人世帯とか、少人数というんですか、そういった家族を含めた検討を基本設計の中で実施していきたいと思っております。そして平成28年度につきましては、実施設計業務、それから工事の着手ということの予定で、今現在進めています。

引き続き歳出16ページの8款7項1目河川総務費870万円、先ほど沖縄県の海岸漂着物等回収処理事業で、今回もその事業が内定しましたので、計上してございます。村内の南側の海岸、そういったそれから北側の海岸、そういった漂着物をいろんな団体等の協力を得ながら回収していきたいという事業でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

教育行政課長 大城 強君。

○ 教育行政課長 大城 強 君

歳出17ページ、教育費の補正する前に1点、報告ということでします。昨日、伊江小学校新校舎の入校式を行いまして、新校舎できのうより授業を開始しております。子どもたちの新しい、またすばらしい環境のもとでの授業ということで、子どもたちの顔も非常にいきいきとして、やるぞという意気込みもありましたので、また議員はじめ村民の皆さんにつきましてはまた、校舎見学につきましては、また後ほど調整をして行いたいと思っております。よろしく申し上げます。

では説明のほうに入ります。歳出17ページ、10款1項教育総務費、2目事務局費、3節職員手当等25万2,000円の減額につきましては、職員の人事異動に伴う補正でございます。

次の18ページをお願いします。10款2項小学校費、1目学校管理費、3節職員手当等47万3,000円の増額につきましては、職員の人事異動に伴う補正でございます。7節賃金156万円の増額につきましては、西小図書館事務賃金でございます。当初、中学校の図書館事務の産休代で計上しておりましたが、職員の人事異動に伴う補正でございます。

19ページ、3項中学校費、1目学校管理費、3節職員手当等32万3,000円の減額につきましては、職員の人事異動に伴う補正でございます。7節賃金178万円の減額につきましては、図書館事務賃金で、西小図書館事務賃金への組み替えでございます。11節修繕料60万7,000円の増額につきましては、台風15号で運動場の水銀灯とテニスコートのフェンスに被害を受け、その修繕費で計上してございます。12節役務費5万9,000円、27節公課費7,000円につきましては、軽トラック購入に係る経費の計上でございます。

2目教育振興費、19節細節101. 伊江中大会派遣費助成事業16万6,000円の増額につきましては、九州中学

校相撲競技大会への選手1人、コーチ1人の県外派遣旅費でございます。

次の20ページをお願いします。5項社会教育費3目文化財保護費、11節印刷製本費97万円の増額につきましては、生塩睦子先生を中心に、村内の協力者と進めているイージマグチ続1につきまして、濁音かるたでございます。その印刷製本費の計上でございます。

次の21ページ、6項保健体育費、1目保健体育総務費、19節、細節101. スポ少大会派遣費助成事業50万1,000円につきましては、全国わんぱく相撲大会、全国小学校陸上競技交流大会、全九州わんぱく相撲大会の選手、コーチの県外派遣旅費でございます。細節301. 村体育協会補助金21万6,000円の増額につきましては、村陸上競技大会会場の伊江小学校グラウンドトラックの整備費用に係る補正でございます。2目体育施設費、13節、細節302. プール水質検査委託料8万1,000円の増額につきましては、検査料に不足が生ずるための補正でございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

歳入、款ごとに質疑を許します。1ページ、11款、地方交付税。〔「進行」の声あり〕

15款、国庫支出金。〔「進行」の声あり〕

16款、県支出金。7番 渡久地政雄議員。

○ 7番 渡久地政雄議員

歳入4ページ、16款8目なんですけれども、今回これに関しては新規ということでしょうから、費目存置になっておりますけれども、この家電に対するということの説明だったんですけれども、もしかしたらこの建設課長の言ってるこの家電リサイクル製品等とも関連があるのかどうか。詳しく説明をお願いします。

○ 議長 島袋義範君

商工観光課長 東江民雄君。

○ 商工観光課長 東江民雄君

お答えいたします。今の家電リサイクル法とはこの事業は関係なく、消費者がその家電販売店にいろいろなトラブルとかあった場合に、そうした調査依頼があった場合に、その販売店に対して調査するこの事務委託料ということで、家電リサイクル法とは関係はありません。

○ 議長 島袋義範君

7番 渡久地政雄議員。

○ 7番 渡久地政雄議員

消費者が、業者から買って何かトラブルが生じたということは、このトラブルというのはどういう意味ですか。

○ 議長 島袋義範君

商工観光課長 東江民雄君。

○ 商工観光課長 東江民雄君

トラブルという言い方ではなくて、この電気製品に係る故障とか、そういったことでありまして、トラブルというのは、電化製品に対してのトラブルということであります。

○ 議長 島袋義範君

16款、いいですか。〔「進行」の声あり〕

19款、繰越金。〔「進行」の声あり〕

21款、諸収入。〔「進行」の声あり〕

22款、村債。〔「進行」の声あり〕

歳出、款ごとに質疑を許します。2款、総務費。11番 内田竹保議員。

○ 11番 内田竹保議員

歳出1ページ、総務費。9目特別事業対策費の中で、1308. 総合運動公園整備事業の中で、野球場の事業だということで説明がありました。その中で現在、村民レク広場にあります野球のバッティングゲージがありますが、それを今回のこの事業に新しく組み入れることはできないでしょうか。ということは今、村民レク広場にあるバッティングゲージが故障しているということがあります。ちょうど夏休み期間中、その父母会のお一人から、「早く修繕をしてほしい」という要望がありました。これを新しい総合運動公園の中に野球場建設はこれから始まるわけですが、計画をされているわけですが、そのバッティングゲージもどこか一角にこれをつくる方法はないのかどうか。利便性からあるいはその稼働率の向上からしても、組み入れたほうがいいのではないかと思います、どうでしょうか。

○ 議長 島袋義範君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮城弘和君

ただいまの御質疑にお答えいたします。

村民レク広場にある野球のゲージ、バッティングマシンだと理解してございますけれども、その移設についてできないかという御質疑ですけれども、現在野球場の整備状況につきましては、実施設計している段階でございますので、スペース的には問題もございますが、検討はさせていただきたいと思えます。ただし、この野球のこのバッティングマシンにつきましては、事業で整備したという施設もございますので、そのあたりの確認もやりながら、検討させていただきたいと考えてございます。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

関連いたしますので、村民レク広場の管理、運営に関して、こっちでも関わりがございますので、少しばかり御説明申し上げますが、ゴルフ場、村民レク広場が管理している指定管理者の代表のほうから、このバッティングマシンが今故障しているところがあるので、修繕できないかという申し出もございましたので、今この修繕費の中から、そういった修繕を対応していこうということで、今取り組んでいるところでございます。

○ 議長 島袋義範君

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

先ほど内田議員から、そのバッティングマシンを新しい総合グラウンドの中にとということですが、実は今あるバッティングマシンは固定式なんですね。今例えば多目的運動広場、特に屋内運動場の中には移動用のバッティングマシンあたりも検討できるだろうということで、それらも含めて今、検討しておりますので、今あるものは今あるものとして、修繕をかけて使っていくということで、それも事業で入れたものですから、屋内運動場の中には、その移動用のものを今後やっていくことが適切だろうと考えておりますので、そういった方向で検討していきたいという内容での政策室長の考え方だったというふうに御理解をお願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

5番 内間広樹議員。

○ 5 番 内 間 広 樹 議員

歳出2ページ、細節1284. 伊江小学校校庭整備事業、倉庫、トイレの工事請負費であるというふうに説明がありました。6月に伊江小学校校庭整備の図面を示していただいて、説明をいただいたんですけども、そのときは気づかなかったんですが、その後伊江小学校の運動会があって、いろんな方々が伊江小学校の子どもたちの激励、応援いらっしゃいました。その中で、おじいちゃん、おばあちゃんもいらっしゃったんですけども、車イスでいらしていたんですけども、観覧するテントを張る段、降りていくスロープがないんですよ。車イスはもうこんなになりながら、家族の方が降ろしていられたんですけども、「スロープがあったら助かるな」というようなお話があったんですけども、その辺を検討されたいかがでしょうか。

○ 議長 島 袋 義 範 君

教育長 宮里徳成君。

○ 教育長 宮 里 徳 成 君

これにつきましても、今ジャンボすべり台のところから、可能性があるのかなということで今、検討しているところであります。

○ 議長 島 袋 義 範 君

5 番 内間広樹議員。

○ 5 番 内 間 広 樹 議員

検討中ということは、この校庭整備事業の中で検討されているということですか。

○ 議長 島 袋 義 範 君

教育長 宮里徳成君。

○ 教育長 宮 里 徳 成 君

今回の整備の中で、検討しております。

○ 議長 島 袋 義 範 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

歳出1ページの一般管理費ですね。総務費の。委託料、これ組み替えですが、番号制度対応システム改修ということですが、これ番号制度というのは、マイナンバー制度のことですか。資料も配られているんですが、マイナンバーと言ったり、番号制度と言ったり、言葉がどれなのかよくわからない状況なんです、使い分けているものですから、それについてマイナンバー制度、そのものについて、国民に十分理解されていないというのが圧倒的に多いという報道がされているんですが、私もよくわかりませんが、このマイナンバー制度について、説明をしていただきたいと思います。

○ 議長 島 袋 義 範 君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内 間 常 喜 君

議員のほうから「番号制度」と言ったり「マイナンバー」と言ったりということでございますが、この辺また国とか県からこういった名称ということで、いろんな指導もあつたりしまして、少しわかりづらい点もあるかと思えます。ただ基本的には、正式名称としては社会保障、税番号制度の中のそういったマイナンバー、名前だけをあえて言うときに「マイナンバー」と言ったりとか、そういった形で通称で呼んだりする場合もございまして、若干ちょっとわかりづらいところもあるかもしれません。

そして新聞報道等でも国民にわかりづらいと、国からの説明が不十分ではないかという御指摘もございまして、村におきましては、広報誌を通じまして、さまざまな形でチラシを配付したり、この社会保障、税番

号制度の周知に関しまして、村民の皆様には御理解をいただけるよう、そして個人のこの通知カードが行った後、交付申請、そしてカードの交付というものが十分に行き届くように広報活動に努めているところでございまして、先月の広報誌、そして今月の広報誌にも載せる予定でございまして。なにしろ法律が改正されたりとか、大変急速に変化していくものですから、村としても対応に苦慮しながらも、村民に対して広報活動に全力で努めているところでございまして。配っている資料のほうは、後ほど手数料等に関するの条例改正の中でまた説明をしていきたいと思っておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

総務費ございませんか。〔「進行」の声あり〕

3款、民生費行きます。〔「進行」の声あり〕

進行していいですか。4款行きます。衛生費。

7番 渡久地政雄議員。

○ 7番 渡久地政雄議員

歳出9ページなんですけれども、1目清掃費、先ほど建設課長のほうから家電リサイクルについて、説明がありましたけれども、私3月定例議会でこの件については、一般質問でもした経緯がありましたので、再度お伺いしたいと思います。これを今回可決されますと、村内の不法投棄等とかも大分減るということで、喜ばれることなんですけれども、今回のこの説明の中の(1)リサイクル券を持参する場合と、(2)リサイクル券を持参しない場合の違いなんですけれども、今日までこの家電のリサイクル法としては、確かに郵便局でリサイクル券を払って、初めてもらって、この業者に持っていかすという。そしてさらに業者に1,000円、2,000円、3,000円と値段はまちまちだったと思うんですけれども、払って今までは処理していた経緯があります。今回例えば自分で郵便局に行ってリサイクル券を払って、もらって、その業者に自分で持ち込むと。(1)はですね。(1)の③は、自分で持って行ってそこでおろせばそのままいいということなんですけれども、(2)の持参しない場合ですね。この自分のお家にあるところ、例えば家電をこの業者に直接取りにきてほしいという要請をして、そのリサイクル券を郵便局からもらった紙を渡せば、同じ値段でそのままできるんですか。業者には一円も払わなくてよろしいんですか。

○ 議長 島袋義範君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

指定業者とちょっと話し合った、調整したことは、原則指定業者のほうへ持って行っていただきたいと。持ってくることを前提として、今回行っています。そしてやはり中には、この件も話をしましたが、中には御高齢あるいは運搬車がないということで、取りにきてほしいというところもあるだろうから、その件につきましては、指定業者のほうと直に調整をしてほしいと。と言いますのは、指定業者としましても、全部取りに行くとなると、また大変なことになるということで、基本的には500円とか1,000円とか、そこら辺を指定業者の場合は取るというような話で、調整をしております。

先ほど申し上げた③のほうについて、リサイクル券を持参しないというのは、先ほど村民としてもこの自分の家電製品がどういったものであるか。なかなか郵便局で説明できないだろうと。リサイクル券を購入できないだろうということにつきましては、村民が指定業者へ料金を払いますと、この指定業者が郵便局と代行しますよということで、非常に村民に対して気軽に持っていきやすい体制を構築しているところです。

さらにこの業者ともできるだけ電話連絡をしていただいて、現在いるかどうか。つまり持ち込んできてもいない場合は、困りますので、そういったことも事務員あるいは連絡場所等々の周知は、今後図っていくということまで調整をしています。

○ 議長 島袋 義範 君

7番 渡久地政雄議員。

○ 7番 渡久地 政 雄 議員

例えば高齢の方とか、車がない方に限って、電話でやれば業者がここまで取りにきて、それを見て郵便局でリサイクル券を購入して、自分で運んでいくということで、まだ料金の設定は、まだ向こうとしては設定していないかもしれませんが、これについてはいくらかは出るわけですね。業者はね。よくわかりました。

○ 議長 島袋 義範 君

4款ございませんか。

しばらく休憩します。

(休憩時刻11時10分)

再開します。

(再開時刻11時26分)

村長より数字の訂正の申し出がありますので、村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

たびたび、数字の訂正で申しわけありませんが、4ページですね。地方債の補正で、私この1. 過疎対策事業債の補正額を「3,000万円の減額」と申し上げたようですが、正確には、「3億円の減」ですので、おわびして訂正をさせていただきます。

○ 議長 島袋 義範 君

4款、衛生費ありますか。〔「進行」の声あり〕

6款、農林水産業費。質疑を許します。〔「進行」の声あり〕

進行します。7款、商工費。11番 内田竹保議員。

○ 11番 内 田 竹 保 議員

済みません。ちょっと休憩願います。

○ 議長 島袋 義範 君

休憩します。

(休憩時刻11時28分)

再開します。

(再開時刻11時29分)

商工費、ございませんか。〔「進行」の声あり〕

8款、土木費。2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

歳出の15ページ、2目の住宅建設費、先ほど説明の中で建設課長の説明の中で、平成27年度の基本設計、そして平成28年度で実施設計、そして本工事に入るという説明を受けました。そしてその場所が東江上の旧団地跡地ということで報告を受けました。私が区長時代からも住民からの大きな要望があり、できればその跡地に団地を再度つくってほしいという強い要望がありました。そういう要望等もありまして、今回東江上区に新たに団地ができるということは、また子ども、特に小さいお子さんをお持ちの家族がまた入れる機会も多々出てきますので、本当にうれしく思っております。ぜひですね、いろいろと調査をして区と調整も入れながら、よりいい団地をつくることを願います。以上です。

○ 議長 島袋 義範 君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並 里 晴 男 君

今回、沖縄県と事業調整をする前提としまして、用地の予定地をまず選定しないといけないということから、副村長を中心としまして、私たち総務課長とか、いろいろ課長等の検討委員会、あるいは選定委員会と

いう形で、いろいろな意見から角度から、特に教育委員会にも来ていただいて、そういった対応をして、先ほど申し上げたとおり、伊江小校区ということを考えますと、いろんな敷地を勘案しましても、早急に取り組めるのが、東江上の旧団地跡ということで、それを村長へ報告しまして、臨んでいるわけですが、先ほど申し上げたとおり、やはりほかの字には、私たちの字はないということから、いろんな要望もされている点がありますので、その点は、また区長会と調整をしながら、臨んでいきたいと思えます。

○ 議長 島袋義範君

7番 渡久地政雄議員。

○ 7番 渡久地政雄議員

まだ決定ではないわけですよ。先ほど、島袋勉議員が決定ということを行ったんですけども、それは撤回してもらいたいと思えますけれども、誘致合戦ではないんですけども、その経緯につきましては、やはりとても計画されて、団地があれば本当に環境のよい、住みやすいということでもいいんですけども、喜ばしいことなんですけれども、実は、私も平成10年から平成14年の間に、区長を経験したときに、区民から大きな要請が、大きな要望がありまして、当時の課長に要請したところ一蹴されました。川平区としては、今のところ人口が密集していて、他字のやはり生徒のバランス等も考えると、やはり川平区以外にということで、順序があるということで、今日まで至って、7カ所に各団地があります。しかし、川平区に対しては、現在も村営団地がないということで、数年前から総会のたびに次回、もし村営団地の計画があるときは、川平区にも要請をしてくれと。いろんな土地も考え、みんなで検討をして、ぜひ誘致してほしいという区の総会での出来事が何年も続いておりますので、その辺も勘案されて、うちの川平区長のほうからも大分、要請はしたというお伺いはしておりますけれども、今はまだ決定ではないということですので、川平区のことの検討も字に1カ所もないというのも、また問題ですので、その辺も検討してもらえたらと思えますけれども、いかがでしょうか。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

非常に場所のこの選定、決定という部分で非常に、並里晴男建設課長もなかなか強く「東江上だと」言えない部分は、そういう背景があるというのを私たちも十分、認識をしているところであります。特に今回のこの村営住宅というのは、各川平以外の7区の行政区にあって、今回東江上区に建設するとなれば、2カ所になるという部分が、いろんなこう話の根底にあるのかなと思っておりますが、区長会でも川平区長から、まずはない区から優先してつくってほしいという部分の要請もありましたが、先ほど来、こう説明しているとおおり、学校の児童生徒の問題、その辺も含めまして、先ほど建設課長が言った庁内の検討委員会の中で、そういう方向性を示していただいという部分に、私は思っております、そういう中で今回の基本設計をするということになれば、あらかじめ場所の選定をして、それに合わせた設計をしていかなければいけないという部分で、早目に場所の選定はすべきかと思っておりますが、その辺ぜひ、議員の皆様もこう全体的な伊江村の人口のバランス的な部分。なおかつ川平区もその辺も要請は一理はあるわけです。同じ区として、要するに1カ所もほかは建設されて、なぜ川平区だけ建設しないかという部分が、人口が今のところこうだから、そういう部分で、そういう部分だけで、川平区につくらないという理由になるのか、どうなのかというのが、お互いの考えるところだと思っておりますが、早目に決定はしないといけないと思っておりますが、いろんなこう議会の意見もありますので、その辺を踏まえて大局的な部分で、場所の選定は慎重にやっていきたいと思っておりますし、川平区の中ではやはりもうひとつはやはり、用地の部分で今、東江上につくるというのは、やはり村有地という部分で、その辺の部分が非常に用地の交渉、その辺の確保の中で容易であると

いう部分もありますし、東江上区の児童生徒の部分、あるいは伊江小学校の校区内の児童生徒の部分とか、いろいろありますが、いずれにしても川平区の要望もこう一応、ちゃんと指定、人、行政区に一つはという部分のこの基本的な考え方にはあると思っていますので、今後慎重に検討していきたいと思っていますので、また議会のほうからもいろんな提言の部分も生かしていただければと思っています。

○ 議長 島袋義範君

7番 渡久地政雄議員。

○ 7番 渡久地政雄議員

はい、まだ決定ではないということ。またやはりいろんな要望がありますので、この件については、慎重に皆さんの意見も聞いて即、東江上区という、今確かに用地としては村有地であるということで十分、理解はできましたけれども、各字にひとつということも勘案されますので、ぜひ検討されて納得のいく建設をしてほしいと思います。以上です。

○ 議長 島袋義範君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

今議会で、予算議決をいただいた後、区長会と一応は説明していきたいと思います。先ほど来、要望される区はやはりあるわけですが、そこら辺も全体的な総合的な点から勘案して、また各区長に説明していきたいと思います。

○ 議長 島袋義範君

2番 島袋勉議員。

○ 2番 島袋勉議員

訂正したいと思います。まだ検討中ということで私、早とちりして決定と言いましたことに関しては、訂正させていただきたいと思います。より一層、若い世代が入れるように、人口をふやす一つの起爆剤になると思いますので、どうぞよりいい結果になるよう期待をして、私の質疑を終わります。

○ 議長 島袋義範君

休憩します。

(休憩時刻11時39分)

再開します。

(再開時刻11時41分)

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

先ほどから場所の決定の件も含めてなんですが、これから基本設計に入りますので、検討させていただきたいという答弁を、建設課長から村長からもありましたが、実は今後の私ども住宅の建築にかかる検討委員会の委員長として、これからの考え方なんですが、マスタープランの中にもありましたけれども、例えばある団地に住んでいて、長年。そのときは夫婦と子ども3人いたと。しかし、子どもたちが全部卒業されて、村外に出られて、夫婦二人つきりであるという家庭も実はいるわけです。そういったところを考えると、今後そういった人たちはどうするかということを考えていく中で、今回の新しい団地については、例えば3DKであったり、2DKもつくろうという、つまり多世代的なものでできる部屋、あるいは例えば1階は老人世帯にしよう。2階は3DKにしよう。3階は2DKにしようとか。例えば西江前団地に住んでいる方で、子どもたちが卒業をして、その3DKに住んでいる人たちに「済みませんが、そこに子育て支援のための、子ども二、三人いる方を入れたいので、皆さんはそこに移動していただだけませんか」という、そういう方式を今後とっていかないと、せっかく3DKつくったのに、ずっと二人つきりで住んでいらっしやると。これはもちろん出ていくまでは、「もう出ていってください」と言えないものですから、そういったことで交換

することも、今後は必要ですよねということを新たにと言うよりも、マスタープランの中で、そういった話もありましたので、そういったことも検討をしていながら、これまでにない新しい考え方で住宅を、基本設計の中で考え方として折り込んでいながらやっていくということですから、必ずしもそこに新しい人だけが入るのではなくて、もしかすると交換をして入ってくる可能性もありますよということも考え方としては持っていく中で、基本設計をしていきたいという考えを持っていますので、その点はひとつ、そのときにまた御説明をいたしますが、そういう考え方もありますよということのひとつ、御理解をしていただければと思っております。以上です。

○ 議長 島袋 義範 君

土木費ありますか。6番 仲宗根清夫議員。

○ 6番 仲宗根 清夫 議員

団地の件なんですけど、東江上区につくるという方向性が今、示されたわけなわけですけれども、川平区がないというのは、ちょっと筋としてちょっと難しいのではないかと。「なぜ、川平だけないか」と。人口が伊江小校区に少ないと。ということはもう伊江村は人口をふやす気はまるでないのかと。子どもをふやす予定はまるでないのかと。場合によっては2カ所でも、川平も東江上も2カ所でも検討の余地に入れてもいいんじゃないかと思えます。一つの字が何とか理由をつけるだけで、こうやっていたら、村としては「ちょっとどうかな」と「筋が通らない」と私は思いますけれども、具志団地の件もあります。譲るだけで、じゃあできないのかと。そういったことになってしまったら、今伊江村がもう人口をふやす気がまるでないのかとしか、自分は感じませんが。要するに人口をふやす方法は、もうひとつ聞きたいのは、場合によっては本島から島に来る人を入れるのか。それとも島内の西小校区寄りの伊江小に移るのか。島内だけの範囲を考えているのか、その辺をちょっとお聞きしたいんですが。

○ 議長 島袋 義範 君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里 晴男 君

村営住宅につきまして、各区というか、多いほうにこしたことはないんじゃないかという御意見かなと思いますが、やはり今現実的に進める方向性としましては、県とそのニーズですね。要望にあった内容で調整をして、今のところその村営団地を1カ所建設することで、まずは走り出して、そのほかの人口増に関するビジョンにつきましては、いろんな定住条件とかの、いろんなまた事業もあるかと思えますので、そこら方面でまた検討していくべきものだと思っております。

そして村内の在住の方というか、今回の村営住宅の基本的住居者の条件としましては、村内にいらっしゃる生活困窮の方々を前提として、今回のこの社会基盤の整備事業でありますから、そこを優先にしていってわけです。先ほど申し上げた村外からいらっしゃる方々のことにつきましては、いろんなまた定住条件という事業の展開を進めていくべきものだと思っております。

○ 議長 島袋 義範 君

6番 仲宗根清夫議員。

○ 6番 仲宗根 清夫 議員

子どもがいて、島に帰ってきたいという話も結構あるんですよ。だから人口をふやす方法の一助にもなりますし、今は困窮者と言った場合、例えば子どもがいる人を優先なのか。その辺をお聞きしたいのですが。

○ 議長 島袋 義範 君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里 晴男 君

子どもがいれば優先というだけではないんですが、基本的には住宅に困窮している。そして所得等々、家族構成等々の条件を満たしているのが、先ほどの今回の団地に入居できる条件としてあります。

先ほど、議員からの村外とか、そういったあるいは子どもたちが「帰ってきたい」ということの事業につきましては、先ほど来、定住促進とかの事業で展開していくものであり、今回のものにつきましては、あくまでも村内の生活困窮の方々のための住宅建設でございます。

○ 議長 島袋義範君

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

説明がうまくいっていないのかなと思ったりはするんですが、実はこの今回の沖縄振興公共投資交付金の中で基本設計をしていきますよという話もしましたが、実はいま公営住宅は、今回12戸を予定しています。24戸計画がありますから、その中で川平区も検討していきますということではできると思います。

もうひとつは、先ほど仲宗根議員からあった件については、Uターン、あるいはIターンの専用の住宅ができないかということも今、考えています。と言うのは今、政策調整室長とも調整しているんですが、平成28年度以降の北部連携事業の中にその公営住宅を組み込んでいこうじゃないかという考え方を持っています。そういうことで今後、今現在のマスタープランの中では24戸を計画していますが、それとあわせて北部、平成28年度以降の北部連携事業の計画が今年度中に固まってきましたけれども、計画を提出していきますが、その中で繰り返しますが、Uターンであったり、Iターンであったり、あるいは定住条件のための村外から、あるいは村外の人たちが、あるいは県外の人たちが伊江島に住みたいという人たちを誘致していくための住宅あたりも、この中の連携事業の中で検討できないのかという考え方も持っていますので、積極的に先ほど仲宗根議員から指摘があった件については取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

6番 仲宗根清夫議員。

○ 6番 仲宗根清夫議員

わかりました。どうもありがとうございます。とにかく計画は早目に動いたほうがいいと思います。川平区の団地の件も、渡久地議員が区長をやっているところから話はあるわけですから、「来たらどうしよう」というのは、前もって今回の件も早目に対応してもらえば助かります。よろしくお願いします。以上です。

○ 議長 島袋義範君

10番 名嘉實議員。

○ 10番 名嘉實議員

同じ件ですが、私は一般質問をしたこともありまして伺います。一般質問をしたときには、川平区にある民間アパートを借りて、仕事は西崎ということで、向こうに通っているということで、西崎に団地をつくってほしいという区長の要望もあって、それから真謝区のほうでは、米軍施設の移設に伴った要求の中で、真謝区にも団地をつくってほしいと。真謝区は人口が減る一方ということで、真謝区からも要望があったはずですが。その点については、どういうふうを考えているかということですね。小学校区としては、伊江小学校の小学生が少ないという点では、学校全体としては少ないかもしれませんが、各区としては、真謝、西崎は人口減る一方、住むところもないということがあって、真謝、西崎もさらにほしいという要望があります。

それと今の団地、例えば城山団地ですが、駐車場のスペースがなくて、路上駐車が相当あるんですよ。だから今後、団地をつくる場合は、駐車場スペースを考えないと、周囲の道路が交通不便になるということが考えられます。そういうことも考えてほしいと思います。誘致合戦で各区長、「うちにもほしい」「こっちに

もほしい」ということがあるんですが、できれば今は、経済状況が悪くて、なかなか収入もままならないという状況の中で、できる限り安い公共住宅に住みたいという若い人たちの要望がありますので、先ほど村長から2カ所の設置計画があるとされているんですが、次の計画はいつごろになるのか。その辺も含めて説明をしていただきたいと思います。

○ 議長 島袋 義範 君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里 晴男 君

1点目の西崎区から直接そういった建設要請につきましては、ちょっと今のところ定かではないんですが、確かに真謝区につきましては、移設のときに団地の要望があったことがありました。その時点の中では、この真謝区の団地を形成したときに、西崎区もそうだったんですけども、部屋が空くと結構、空きの状態がある状況が見受けられていました。つまり、団地が新しく団地が建設された場合には、入るのかもしれませんが、その後になりますと、なかなか入居者が希望者がいない。つまり西江前団地の前に真謝団地が空いても、入居者がいないような状況、そのような状況の中でいましたので、この真謝区に関しての移設、そのときの団地のときもその計画も今のところなかったものですから、そういったことを踏まえて真謝区のほうにつきましては、やらなかった経緯があります。

それから、先ほど東江上、もとの用地につきましては、駐車場スペースにつきましても、基本計画の中で、そういったところは考えていきますが、いずれにしてもこの用地に決定しても、駐車場スペースそのことについては、検討をしていかないといけないと思っております。現在のある場所にこう考えたときにも、どういったふうになれば、駐車場スペースが確保できるか。そこのほうでも一応は考えていますので、基本計画の中で検討していきます。

次の計画につきましては、先ほど副村長が申し上げたとおり、一応24戸という基本的考え方は持っていますが、まずは今回の社会資本のほうで形成はしますが、次のこの計画につきましては、先ほど副村長が言った、いろんな各事業展開でそこら辺は村長と調整をしながら進めていきたいと思っております。

○ 議長 島袋 義範 君

土木費、ほかにありますか。〔「進行」の声あり〕

進行します。10款、教育費。2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

歳出の19ページ、1目の学校管理費の修繕料、運動場の整備等がありました。これは中学校のほうですか。3項中学校費ですね。

再度、もう一回どういったものをやったか、教えていただけませんか。

○ 議長 島袋 義範 君

教育行政課長 大城 強君。

○ 教育行政課長 大城 強 君

ただいま島袋議員の3項中学校費の11節需用費の修繕費についてですが、説明では台風15号で運動場側の水銀灯の被害と、テニスコートのフェンスがありますけれども、その2カ所が被害を受けたので、その修繕費ということで計上しております。

○ 議長 島袋 義範 君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

関連しての今の質疑なんです。中学校の水銀灯は修繕されておりますが、歳出の21ページ、6項の保健

体育費、1目細節301. 村体育協会補助金で、伊江小のグラウンド整備はやられているんですが、これずっと前から8月の前半ぐらいから水銀灯の補修、ずっと出していたらしいんですが、最近もまだ点いていないところが2つぐらい見受けられたんですよ。それも自分が先週に行ったときに、ようやくもう一回、再度要望をして、1カ所は点いたんですが、そのメイン会場である伊江小学校の水銀灯が切れて、実際私が目にしたのは、幅跳びを練習する場所の水銀灯が切れて、練習しにきた皆さんがとても危なかしい状態で練習をしているのを何回も見ております。そういったメイン会場の水銀灯が切れて練習できないというのは、事故等もしそういったことが起った場合、その責任というか、そういったものにもかかわってくると思いますので、そのところを要望は来ていたのか。どうかもう一回、確認します。

○ 議長 島袋 義範 君

教育行政課長 大城 強君。

○ 教育行政課長 大城 強 君

伊江小学校の運動場の水銀灯の件につきましては、今島袋議員は8月と言っていましたけれども、実際こちらにきたのは9月に照明が切れているということでありまして、早速対応をして水銀灯、幅跳びのほう修理をしましたと。その後に運動場側、バックネット側の水銀灯2基もつかないということがありまして、これも業者をお願いをしたところ、水銀灯の球ですか。球の持ち合わせがないということで、早速手配していますということで、若干遅れているのは今の現状です。でも村陸上手前で、みんな一生懸命練習をしているのはわかっています、大変申しわけないんですが、一応は9月にこちらに来たのは一応は、9月に入ってから、そういった情報がありましての対応をしております。

○ 議長 島袋 義範 君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

村の陸上競技場の日程は決まっております。できるだけその日程が決まり次第、区長会でもその辺の情報はとって、選手の皆さんがけがしないような維持管理をお願いしたいと思います。以上です。

○ 議長 島袋 義範 君

13時30分まで、休憩します。

(休憩時刻12時01分)

再開します。

(再開時刻13時30分)

午前に引き続き、質疑を許します。10款、教育費。

3番 山城善彦議員。

○ 3番 山城 善彦 議員

歳出19ページ、教育費の3項中学校費の1目学校管理費について、関連ではありますけれども質疑いたします。

中学校のグラウンドについてなんですけれども、昨日ちょっとグラウンドへ行きましたら、トラックのほうの石ころがすごい状況なんです。近頃、中学校の子どもたちも九州大会とか、いろんな方面で派遣されて活躍している状況なんですけれども、そういった状況ですね、教育委員会は把握しているのかどうか、ひとつ伺いいたします。

○ 議長 島袋 義範 君

教育行政課長 大城 強君。

○ 教育行政課長 大城 強 君

ただいま山城議員の中学校グラウンドの状況ということで、トラックに石ころがあるということで、「現場を見たことがありますか」という質疑ですが、石ころについては、その辺はちょっと確認はしております

んけれども、以前から中学校については、台風等で風がありますと、上の表土が飛ばされたりとかして、よくれきが出ているというのはありますけれども、今の今回については、ちょっと確認しておりません。

○ 議長 島袋義範君

3番 山城善彦議員。

○ 3番 山城善彦議員

今の答弁で、風とかに飛ばされてれきが露出しているという状況という話もありましたが、多分そういうことが原因だろうと思います。前にちょっと整備した経緯があると思いますけれども、そのときは結構、トラックもきれいな状況で、また芝もフィールドの中も芝も植え替えられて、いい状態を保っていたんですけども、近頃、これは管理する側のこともわかりませんが、結構トラックの外のほうの芝生とか、そういったあたりが、大分草が繁茂しておりまして、これ本当にグラウンドかというぐらいまで放置されたりするときがあるんですけども、そこらの逆に言えば指導といいますか。中学校側がちゃんと刈り取りしないといけないと思いますが、それと併せて逆にトラックをこれだけ子どもたちも使ったり、野球部が使ったりいろいろとやっているわけですから、そういった中で、やはり子どもたちの教育という観点からも、使った後は整備するというような状況も、ぜひこれは学校側と話し合っ、そういった形も取り組んでいただきたいと思いますが、どうですか。

○ 議長 島袋義範君

教育長 宮里徳成君。

○ 教育長 宮里徳成君

5年ぐらい前か、3年前だったか、ちょっと日時は定かではないんですけども、大分土が減ったということで、客土もしております。その後、グラウンドがよかったせいで、グラウンドの管理について、さほど気にも留めなかったわけなんですけれども、こういう状況であれば、学校側と調整をしまして、生徒たちも練習だけではなくして、普段やはり活躍するグラウンドですので、そういうところは子どもたちも一緒になって、石を拾ったりすること。それから草刈りにについても、学校側にちゃんと徹底するように、指導していきたいと思います。

○ 議長 島袋義範君

3番 山城善彦議員。

○ 3番 山城善彦議員

ぜひ、お願いしたいと思います。スポーツ面でもただ強ければいいというようなものではないと思いますので、やはりそういった中でいろいろなしつけがあったり、教育もできていくわけですから、ぜひそういったところも先生ではなくて、逆にいえば学校外の外部コーチも結構いらっしゃるわけで、皆さんもそういったことを経験してきた人たちがコーチもやっているわけですから、そういったところまで子どもたちに教えていくと。そういったことも大事だと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

○ 議長 島袋義範君

歳入、歳出一括して質疑を許します。2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

歳出11ページの2項の林業費の2目林業振興費、16節原材料費で「ソテツの定植」と説明があったんですが、ソテツは何年か前に害虫が大分入っていたんですが、今現在、ソテツの害虫等はどのような状況になっているか、わかりませんか。お願いします。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

お答えいたします。以前に発生しておりましたソテツの被害を及ぼした、ちょっと名前も済みません、今出てこないんですが、当時のものから、それ以後については、そういった被害というんですか。の報告等は、それ以後は今のところございません。

○ 議長 島袋義範君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

前に発生したときは湧出のほう、大分ソテツの被害を受けていました。何カ所か見た感じでは大分おさまってはきているんですが、せっかくそういったふうに定植に入れるわけですから、島全体もたまにはソテツの状況、確認をしていただいて、定植してそのままではなくて、あとの維持管理がまた大事になってくると思いますので、ぜひ年間通して情報をとりながら、そういった被害状況の確認をよろしくお願いします。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

そういった村内の状況、ソテツに限らず、ほかの樹木に関しても情報、状況を確認しながら、管理に当たっていきたいと思います。

○ 議長 島袋義範君

ほかにございますか。〔「進行」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第68号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第68号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第68号 平成27年度伊江村一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第68号 平成27年度伊江村一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第69号 平成27年度伊江村診療所特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第69号 平成27年度伊江村診療所特別会計補正予算（第3号）の提案理由を、御説明申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

なお、本補正予算は歳出のみの補正増減0の内容となっております。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

医療保健課長 亀里裕治君。

○ 医療保健課長 亀里裕治君

それでは御説明を申し上げます。

3枚目の、歳出1ページをお願いします。

1款1項1目診療所事務費、2節給料1,450万円の減額と、3節職員手当等670万円の減額。それから4節共済費のうち、細節2. 市町村職員共済組合負担金430万円の減額。飛ばしまして、13節委託料、研究費の400万円の減額補正については、それぞれ医療従事者の人事と、諸見医師が非常勤勤務に移行したことによる節の組み替えで、主に7節賃金へ組み替える補正計上でございます。

戻りまして4節共済費の細節5、細節6の負担金については、看護師1名の育児休暇や業務の多様化などにより、新規に臨時看護師2名を雇用しています。その実績に伴う計上でございます。

7節、細節101. 医師研修代替賃金2,100万円の増額計上は、非常勤医師1名と。水曜日、木曜日、土日、祝祭日の代診医師の実績を見込んでの計上でございます。細節102. 臨時看護師等賃金360万円の増額計上につきましては、4節共済費で御説明申し上げました臨時看護師2名分の計上でございます。

11節需用費、160万円の計上は、阿部医師宅の駐車場を屋根付カーポートへ改修する修繕費の計上でございます。

次のページをお願いします。2款1項1目診療所医業費、18節備品購入費、細節3. 機械器具費150万円の計上は、医療用材料、外科用ハサミ、鑷子（セッシ）、鉗子（カンシ）、ガーゼなどを滅菌消毒する機材でございますが、2台中1台が耐用年数超過により使用不能となりまして、その買い換えの計上をお願いします。3款予備費の162万円の増額補正につきましては、歳出の組み替え、相殺分の計上でございます。以上で御説明いたします。

○ 議長 島 袋 義 範 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。歳出一括して質疑を許します。

質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第69号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第69号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第69号 平成27年度伊江村診療所特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第69号 平成27年度伊江村診療所特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第70号 伊江村特定個人情報保護条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政 英 君

それでは議案第70号 伊江村特定個人情報保護条例の制定について、御説明をいたします。

提案理由の説明でございますけれども、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴い、本条例を制定する必要があるというものでございます。

なお、番号法では個人番号をその内容に含む個人情報について、特定個人情報と定義しております。特定個人情報については、個人番号という個人の識別機能の高い情報が組み込まれることから、より厳格な保護措置

を講ずることとしており、地方自治体も番号法の趣旨を踏まえた対応が求められていることから、伊江村でも特定個人情報保護条例を制定することといたしました。なお、今年10月には、国民一人一人に順次、個人番号が付番され、通知カードが送付されます。それらに対応するため、本議会に本条例を上程するものでございます。なお、多岐にわたる説明になりますので、担当の総務課長から、条文の中身についての説明をさせたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

それでは私のほうから、条例案、条文に沿って、御説明申し上げたいと思います。ページが何枚もございますので、順次、ページを申し上げますけれども、めくっていただくように申し上げたいと思っております。ページをふってございませんので、私のほうで申し上げます。なお、本条例案は全国町村会法務支援室が作成したモデル条例をもとに、第一法規の助言をいただきながら、従来の伊江村情報公開及び個人情報保護に関する条例と整合性を保ちつつ、関連性も保持しながら作成しております。

1 ページをめくっていただきまして、条文を追って説明させていただきます。第1条（目的）この条例は、伊江村（以下「村」という。）における特定個人情報の適正な収集、保管、利用及び提供を確保し、並びに伊江村が保有する保有特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために、必要な措置を講じ、もって、特定個人情報の安全かつ適正な取扱いを図ることを目的とする。としております。

第2条におきましては、用語の意義を各号で規定しております。（1）実施機関と申しますのは、伊江村情報公開及び個人情報保護に関する条例の第2条第1項第1号に規定する実施機関とし、村長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会などをいいます。（2）本人を規定しております。これは個人番号によって識別される特定の個人をいいます。（3）特定個人情報でございますが、個人番号その内容に含む個人情報をいうとされ、個人番号とともに取り扱われる内容そのものこととございます。（4）保有特定個人情報でございますが、実施機関、例えば役場が独自に取得した特定個人情報であり、職員が組織的に利用するものとして、保有している情報のこととあります。

次のページをお願いします。（5）特定個人情報ファイル、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいいます。紙ペースだけではなく、個人情報データベースも含まれます。（6）情報提供等記録とは、情報紹介者及び情報提供者は、特定個人情報の提供の求め、または提供があったときは、そのものの名称、求めのあった日時、特定個人情報の項目などをシステムに接続された電子計算機に記録し、保存しなければならないというものです。

第2章 特定個人情報の取り扱いでございます。ここからは、実施機関に課せられる制限や義務を規定しております。第3条は、実施機関における、特定個人情報の収集等の制限を規定。第4条は、特定個人情報の保有の制限等を規定しております。第5条は、利用目的の明示を規定し、特定個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならないというものです。各号では、その例外を規定しております。第6条、情報の正確性の確保として、当該情報の過去又は現在の事実との整合性を求めております。

次のページでございます。第7条は、情報の漏えい、滅失又は毀損の防止など、適正管理を規定し、第8条は、従事者の義務として、実施機関の職員の守秘義務等を。第9条は目的以外利用の制限を。第10条では、特定個人情報の提供の制限を規定しております。

第3章 開示、訂正及び利用停止でございます。この章では、保有特定個人情報等における本人の権利と実施機関の義務を規定しております。第11条1項では、本人による実施機関への特定個人情報の開示請求権

を、2項では、代理人による実施機関への開示請求権を規定しております。

次のページをお願いします。第12条では、開示請求の手続を規定しております。第13条では、開示請求があった場合の実施機関の開示義務を規定しております。

次のページをお願いします。第14条では、開示をする場合の部分開示を規定し、次のページです。第15条は、裁量的開示を規定しております。第16条は、情報の存否に関する情報を規定し、実施機関が拒否できる権利を規定しております。第17条は、開示請求に対する措置として、請求者に対しては、開示の適否にかかわらず、書面を持って通知をすること。またはその例外を規定しております。第18条は、開示決定等の制限として、期限として開示請求があった日から原則30日以内。2項では、さらに30日以内に限り、延長することができることと規定しております。第19条は、期限の特例を規定し、開示請求があった日から60日以内に開示決定することで、事務の遂行に著しい支障が生ずる場合には、実施事項を書面により通知することで、相当期間内に開示決定等をすれば足りるとしてしております。

次のページです。第20条、第三者に対する意見書提出の機会の付与等を規定しております。実施機関が開示決定等をするに当たっては、第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができるとしております。

次のページをお開きください。第21条、開示の実施を規定しております。実施機関が行う開示の方法と、開示を受けるものの実施方法の申し出を規定しております。第22条では、手数料等をして、開示に係る手数料は無料として、その他写しと作成費用については、規則で定めるといふものです。

続いて第2節、訂正でございます。第23条は、訂正請求権でございます。保有特定個人情報の内容が事実でないと思慮するときの訂正請求の権利と、90日以内とする請求期間を規定しております。第24条は、訂正請求の手続を規定し、訂正請求書の内容と不備があったときの補正について規定しております。

次のページでございます。第25条では、訂正義務の規定。第26条では、訂正請求に係る訂正の可否にかかわらず、訂正請求者へその旨、書面による通知をすることを。第27条は、訂正決定等の期限を規定しております。

次のページ、第28条、訂正決定等の期限の特例を規定しております。第29条は、保有特定個人情報の提供先等への通知、方法を規定しております。

第3節 利用停止でございます。第30条、利用停止請求権を規定し、自己を本人とする保有特定個人情報に違反や不適切だと判断される場合の利用停止、消去等ができることを規定しています。

次のページでございます。第31条は、利用停止請求の手続を規定し、利用停止請求書の内容と不備があったときの補正について、規定しております。第32条では、利用停止義務を規定。第33条では利用停止請求に対する措置を規定。利用停止の可否にかかわらず、請求者へその旨を書面により通知することを規定しております。

次のページでございます。第34条、利用停止決定等の期限を規定。第35条は、利用停止決定等の期限の特例を規定しております。

第4節 不服申立て。第36条では、審査会への審査を規定しております。不服申立てがあった場合にあっては、伊江村情報公開及び個人情報保護に関する条例第35条に規定する審査会に諮問しなければならないとしております。

次のページです。第37条では、諮問した旨の通知。第38条では、第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続等を規定しております。

第4章 雑則でございます。第39条には、(適用除外等)。

次のページ、第40条には、(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)。第41条には、(苦情処理)を。第42条には、規則への(委任)を規定しております。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成27年10月5日から施行する。としておりまして、個人番号が付番、通知が開始される期日を意識した施行となっております。

以上、提案理由の説明をさせていただき、議員皆様の御質疑にお答えいたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

ページがありませんが、最初の条文ですね。第1章の第2条の(3)特定個人情報と、(4)保有特定個人情報、これについての内容、どういうものなのかということの説明をしていただきたい。

それからきょう、一般会計の補正予算のときも、この資料について、聞いたんですが、このマイナンバー制度の資料についても、個人番号カード、これについての説明をしていただきたいと思います。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内 間 常 喜 君

まず一つ目でございますが、特定個人情報でございます。これが今回のメインといいますか、この条例の中核となるものでございますが、個人番号、その内容に含む個人情報ということでございまして、基本的には、社会保障、税、そして災害時における、そういった情報を円滑に、迅速にそして適切に情報がこう個人の申請に基づいてできる、取り扱われる特定個人情報でございます。保有特定個人情報というのは、従来からある役場が保有したりしている個人情報でございまして、今回のこの税番号、番号制度が導入されるひとつの特徴として、従来通り個人情報は各行政機関等が保有することになっております。これを中間サーバーとかでつなぎまして、こういった情報が使える目的、使える分野にそって、情報が伝達されるという仕組みになっております。したがって、番号法で定められているものに限り、情報ネットワークを通じて、情報の照会、提供を行うことができるわけなんです。一括管理、情報が一括管理できるのではなくて、分散管理ということで、今までは、従来通りの個人情報が各行政機関にあるものが、分散管理されながら、情報提供されていくという形になりますので、そういった意味で、(3)での特定個人情報という項目と、(4)保有特定個人情報という従来、今ある分散型の各行政機関が保有する個人情報ということで分けてあるというふうに認識をしております。

○ 議長 島袋義範君

休憩します。

(休憩時刻13時58分)

再開します。

(再開時刻13時58分)

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西 江 忍 君

名嘉議員の2点目の質疑にお答えいたします。

A3の資料でございますが、これは10月の5日から、5日を基準に各全国一斉に全国に送付されます。通知カードの送付される内容となっております。まず左上のほう、転送不要と書かれた封書の中に封印されている、中に入っているものが4つございまして、宛名台紙、あるいは説明のパンフレット、世帯全員分がまとめて通知カードと個人番号カードの交付申請書が入って、各10月5日基準、住民基本台帳を基準に登録されている住所地へ郵送されます。その中に入っているものといいますと、右手のほうに、表、裏とあります。これが通知カードと呼ばれるものです。この通知カードにつきましては、基本4情報といひまして、氏名、住所、生年月日、性別と、付番されました個人番号12桁の番号がついております。これをもちまして、個人

カード番号が必要な方につきましては、すみません裏面を見ていただけますでしょうか。順次、申請をしていただきますと、年明けの1月1日以降、お正月以降に、このような個人番号カードが作成され、交付されるようになっております。

個人番号カードと表の通知カードの違いはと申しますと、まず裏面の個人番号カードにつきましては、顔写真がついておりますので、このカード、個人番号ひとつでもちまして、身分証の代わりをすることができますが、表の通知カードにつきましては、顔写真がないことから、これ1枚では身分証の代わりとはなりません。この通知カードとあわせて、免許証などの身分を証明するものの提示が必要となってまいります。その違いが通知カードと個人番号カードの大きな違いでございます。

また個人番号カードにつきましては、現在住基カードで行っているような、公的個人認証等を行いまして、このカードを利用しまして、例えば確定申告でありますとか、税務署への申告時に自宅のパソコンからe-taxを利用して、オンラインでの税務申告等がこの個人番号カードでは利用できますが、通知カードでは、ICタグが入っていないことから、そういった個人認証の格納ができませんので、個人番号の確認だけの通知カードとなっております。

申請の方法といたしましては、個人で申請いたしまして、申請いたしますと、番号通知カードが役場へ届きます。そのときに本人確認をいたしまして、個人番号カードと引き換えに、通知カードを回収するような方法をとりたいと、今考えております。

一番最初ですが、マイナンバー、通知カードが10月から11月にかけて、簡易書類で届きますということですが、全国一斉ですので、地域によっては、やはり時間差がどうしてもあるのではないかとということで、「11月にかけて」という表現をいたしております。以上です。

○ 議長 島袋義範君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

最初の質疑、(3)(4)について、特定個人情報の内容について、どのようなものなのかということをお願いいたんですが、このマイナンバー、国民総背番号制、赤ちゃんから年寄りまで、全ての国民にナンバーをつけるという個人情報については、中身がどういうものなのか。よくわからないわけです。例えば私、個人の私自身の情報についても、どういう情報が例えば(4)保有特定個人情報、この実施機関ですか。皆さんが保有しているが、その辺がよくわからないわけです。それについて、説明をしていただきたい。

それと国民年金情報が漏れた事件がありましたよね。この全ての国民にナンバーを打って、個人情報をひとつのカードに詰め込むといった場合、その個人情報が漏れた場合、どういう被害が起きるのかわからないと言われております。この情報が漏れて被害が起きた場合、どこが責任を持つのかですね。その辺についても、ひとつ。

もう1点、住基カードについては、私はまだカードをつくっていないんですが、今伊江村でこれ任意、自主的に申請をして、カードをつくるというもので、現在、村民の何パーセントぐらい、つくられているか。何名ぐらいがつくられているか。それとナンバー制度の個人番号カードについては、すべての国民がつくる必要が、これは強制的なものなのか、任意なのか。これについても、お伺いしたい。

○ 議長 島袋義範君

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

いくつかの質疑がございましたけれども、まず1点目のまず言葉をかえてみますと、まず相互理解をお互い共有理解するために、まずマイナンバー、つまり「個人番号というのは、どのようなものですか」という

質問のようなことは、先ほど名嘉議員から説明された、「一人一人の番号」「一人一人に番号、つまりマイナンバーを住所地の市町村長が指定しますよ」ということ。これは番号法に基づく、すべての国民に番号が与えられるというのは法律で定められているということでございます。

先ほどの特定の個人情報保護条例については、先ほどマイナンバーが、つまり他人がマイナンバーを利用したり、あるいはなりすましを防止するために、厳正な本人確認の仕組み、あるいはマイナンバーを保有する機関の情報管理や情報連携における個人の情報保護の措置をするために、先ほどの条例を制定する必要がありますよということであります。それで、このマイナンバーというのは、だれがどのような場面で使用するんですかということ、また理解していただきたいんですが、先ほどからありますように、マイナンバーは社会保障、あるいは税、災害対策の分野で利用されることとなりますよということでございます。そのために、年金やあるいは雇用保険、あるいは医療保健の手続であったり、生活保護あるいは児童手当、その他福祉の給付、確定申告などの税の手続などで申請者には、マイナンバーの記載を求められることとなりますよということになっております。つまりこれがないと、税の申告等もできないということになりますので、必ずやその番号については、国民一人一人が番号を付番をされていくということでございます。その他の質疑については、担当課長からまた説明させたいと思います。

○ 議長 島袋義範君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西江 忍君

住民基本台帳カードが何パーセントぐらいの方がお持ちですかということだったんですが、ちょっとパーセンテージは出しておりませんが、6月末現在、住基カードの交付件数が122件の交付がございます。その中では個人的、法的認証を行いまして、自分で自宅のインターネットから、e-tax等を利用しまして、税務申告等を行っている方もおりますし、中には生活保護、受給者の方の身分証となるものの代わりとして、無料交付している方もございます。以上です。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

先ほど、社会保険庁などの不祥事といいますか、情報漏れ等がございました。そういった懸念があると、国民の中には、その辺も踏まえて、国においてはさまざまなセキュリティー対策をしているところでございます。完璧なセキュリティー対策があるというふうには考えられませんが、10月の通知カードの送付、個人番号カードの交付、運用に当たりましては、役場のサーバー機を刷新しましたり、回収しましたりしまして、保有特定個人情報、つまり住民情報でありますとか、個人の世帯の税の申告の状況、あるいは社会保障といった、そういった情報ですね。しっかりと守るということ。そしてデータベースでも管理しながら、IT関係機関とも、関連機関とも連携を密にしながら、税番号の適正な運用に向けて取り組んでいるところでございます。

さらに役場職員では、こういった個人情報、ITに係る個人情報に向けて、さまざまな研修会を毎年しておりまして、個人情報の保護、セキュリティーの向上に努めているところでございます。これは義務かどうかという質疑だったかと思いますが、基本的には、ナンバー通知、通知を村民に10月以降、行くわけなんですけれども、通知カードが行きます。この後の申請については、申請主義を前提としておりますので、必ずしも強制的にやりなさいと。やらないから罰則があるというようなことではございません。例えば老人世帯で、特にこういったものが不要ないという場合に限っては、この交付申請をしなくても、この通知カードには番号が載っておりますので、それで免許証とあわせて、身分を保障する。そして情報が提供できるという

ようなサービスも受けられますので、必ずしも全ての国民がこれを申請し、交付されるといったものではないかと思えます。ただ、さまざまな今の時代の進展からすると、そういった便宜といえますか、迅速性、世界各国、全国各地、そして世界各国へも情報も、人間も飛び交っていく現在でございますので、こういった情報の迅速化というものも必要かと考えますので、そういった必要性を感じる国民にとっては、大変有効なカードではないのかと、番号制度ではないのかと考えております。

○ 議長 島袋 義 範 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

名嘉議員がおっしゃるとおり、その個人番号、マイナンバー制度の部分については、私たち首長についても、なかなか説明もありませんが、町村会の総会でこの首長について、市町村課長から説明がありまして、その中でいろいろ私もその辺の部分をこう質問をしましたが、この任意なの、強制なのという部分は、2021年、6年間は任意だと。今のところ任意ですね。ただし、将来的には法制化していくという部分で、昨今のこの今消費税の軽減税率の話がありますよね。そういう中でこのマイナンバー制度を取得、これでこの消費税の還付を行っていくんだというような、今議論がされていますから、その辺の方向性と一緒になって、これを加速していく。強制化が加速していくのではないかというふうに、私は個人的に思っておりますが、今のところ任意です。任意ですが、私が町村会で聞いたときには、この辺の一人一人個人、番号が通知されて、各村民、住民がこれをもらわないときに、どのような不利益が現在で講じるのかという部分もやりましたが、今のところその辺はないということです。

ただし、交付をさせる任務というのは、うちら末端の市町村に課されていますから、私たちとしては、できる限り、そういう部分の申請漏れがないような部分をやっていかなければいけないと。いうふうには思っておりますが、今のところ任意です。任意ですから、一応は通知はして、「私はこれやりたくない」という部分であれば、それ以上の部分も行政としてはできないと思っております。なおかつ、今の生活の中で私は聞きましたが、これとらないと、例えばですよ。病院、一番生活に密着するのは、病院に行くことができないかと言ったら、これは別に交付しなくても、医療保険のその辺があれば、病院とかは受診できるわけです。その辺の部分が将来的にはでも、一元化されてくるとこの病院とか、医療機関がその辺の部分、診療報酬のその辺が、そのマイナンバー制度で一元化されたときには、これを交付、受理をしないと、病院にも行けなくなるような時代が来るかもわからない。これは県の回答ですよ。今のところは必要ないですが、そういう部分での回答で、今のところは任意ですが、将来的にはいろんな方面で、この個人の番号に収れんしていくというような感じになっていくのかなと。それをやった、そういう法律の施行だと思っております。そういうことで、もっとありましたかね。

施行をしていきますが、なかなか国民には、その辺の部分の説明も不足ですね。非常にこういうんな施行をしながら、いろんな課題とか問題点が出てくるのではないかと思っております。それと、いろんなテレビとかマスコミの報道では、名嘉議員がおっしゃっています、この漏えいですね。漏えいの紛失をさせないために、一元化で管理するのではなくて、福祉は福祉、税は税、年金は年金で個別にこのデータベースを管理していくから、このひとつに入れたとしても、ほかの部分は露出しないというのが、今の国の説明ではありますが、この省庁ごとに管理していくという部分はこれまたセキュリティーのこの差が相当あるので、一番弱いところに入ったら、ほかにもこう拡大していくというのが、テレビの討論会とかこの辺でそのセキュリティーの専門家の部分の話もあります、とりあえず一元化をして管理しないから、100%これはできないという内閣府はこれは100%露出はないということは言えないけど、そういう部分の対策はやっていくという部分で、そういう中でもだれがこの露出したときの損害とか賠償の責任を問うかという部分は、私は今の

ところどころがとるという部分は、確認をしておらずわかりませんが、うちの課長の中でわかるのであれば、後で答弁をさせたいと思いますが、今のところのその辺の部分でどこがそういう被害があったときに、漏えいをしてそこで被害があったときに、どこがこの辺の部分をやっていくという部分は、これまでのいろんな説明、あるいは報道で見た限りでは、若干そういう部分は触れられていない感じがしますが、何かほかのものがあつたら答えさせたいと思います。

○ 議長 島袋義範君

住民課長 西江忍君。

○ 住民課長 西江忍君

大変申しわけございません。ちょっと勉強不足で、この名嘉議員からの質疑のあります責任の所在という部分に関しましては、若干ちょっと調べさせて回答させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○ 議長 島袋義範君

休憩します。

(休憩時刻14時19分)

再開します。

(再開時刻14時25分)

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實議員

条例案を提案している側が十分に把握していないものを提案していいんですか。どうですか。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

十分に把握していないのを提案していいのかという部分は、それは把握して提案すべきですが、名嘉議員がおっしゃるとおり、私たち市町村においてもその辺の部分には十分には説明がないわけです。その中で職員は一生懸命説明をして、その勉強をして、その中で提案をして、そういう中で答弁をさせていただいているということで、ぜひ理解をしていただきたいと思います。

これは基本的には、その辺をまんべんなくこの辺を把握して、提案すべきですが、市町村が独自で私たちがつくった条例ではなくて、国の中で法律で定められた部分を市町村にもそんなに多くの説明がないままに、法律の施行を目の前に控えて、そういう感じで議会に提案せざるを得ないという状況をぜひ理解していただきたいと思います。

それとこの漏えいしたときのこの責任の所在という部分がありましたが、副村長のところに資料がありますので、答弁させたいと思います。

○ 議長 島袋義範君

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

先ほどの村長の説明のとおりですが、実は来る10月にはそういった個人番号の通知が既に来るわけです。そういったことで前もってその情報等が漏えいしないように、しっかりとその措置を条例化していかないといけないということで、内容の把握とかということについては、少しまだまだ勉強不足で怒られますが、そういったことでの御理解をお願いしたいと思います。

さて、私が今持っている資料は、これはどこから。国会等で質問があつたものなどがまとめられているということかね、住民課長。

実はこの回答は2014年の7月に回答された内容とかということがあって、日々変わる場所もあると。日々といいますか、なかなかはっきりしない部分もあつたりして、私どもにしっかりとした内容での通知が

ないというのが正直であります。先ほどその番号法にはどのような罰則がありますかという質問だったと思いますが、番号法では個人情報保護条例、個人情報の保護法よりも、罰則の種類が非常に多くて、法定刑も重くなっているということで、具体的に国の行政機関や地方公共団体の職員などに主体が限定されるもの。つまり先ほど、村長から説明のあった情報連携や情報提供ネットワークシステムの運営に従事する者や、従事していた者が、その秘密を知り得た秘密を漏らしたり、または盗用したりするときには、法定刑として3年以下の懲役、または150万円以下の罰金に科されますよという内容とかあります。そういった感じで民間業者や個人も主体になり得るということで、民間事業者が個人番号利用事務、個人番号関係事務に従事する者や、従事していた者が正当な理由なく業務で取り扱う個人の秘密が記載された特定個人情報ファイルを、いらぬところに提供した場合には、4年以下の懲役、または200万円以下の罰金に科されますよという、そういった罰則については、その案、案が示されてはおります。ただしそれが正式な通知が市町村に来ているということではまだございません。

もし必要でしたら、議会の皆さんにも勉強の意味で、これQ&Aなんです。これが実は今年の6月とか、7月あたりに質疑応答された内容のものなんです。それらがこのように決定しましたという内容が、一切市町村に示されていないのが今は実は現状なんです。ただ最近来たのがこのチラシです。また担当課長が説明されているのは、このチラシで説明されているというような状況なんです。10月には個人の番号の通知がされますよという状況まで来ているというのが、現状であります。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

十分に意に沿うような回答ができなくて、おわび申し上げたいと思いますが、まず時系列とといいますか。この法律の流れなんですけれども、10月5日にはその住所にいる本人に対して通知カードといいますか、それが行くことになっております。そこには交付申請書と返信用の封筒がありまして、申請書とそのカードですね。それで申請をした方にはまた、速やかに随時ですね。番号カードが交付され、交付されるときにも、その人が本人であるかという本人の確認をして交付するという形になります。これに関しましては、交付も運用も1月1日からこの番号法が交付されますので、私たちのこの条例が議決されるか、恐らくされないかにかかわらず法律はそのまま公布されていくということになります。この条例につきましては、特定個人情報を守るという見地から、この取り扱う役場とか、そういった実施機関を戒めるための条例でございますので、それが議決されずにそのまま法的に運用されるということになりますと、逆に伊江村の個人情報、特定個人情報、そういったものが何の保護も受けぬままに施行されるという恐れもございます。法律この番号法は特別法でございまして、通常の個人情報保護法よりも上位で、これが優先されるということになりますので、法案も通っておりますので、そのまま公布されるということになりますと、こういった保護、個人の情報を保護するという観点からすると、少しまずいという状況にもなるのかなと思っております。説明については少し、十分ではなかったと考えますけれども、どうかこの分散方式によるこの情報の保存に関しましては、十分に慎重に取り扱っていきたく思っておりますので、御理解のほうをよろしく願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

6番 仲宗根清夫議員。

○ 6番 仲宗根清夫議員

今の件なんですけれども、これは任意ではなくて強制なんです。正直言いますと企業が10月5日にしなければ、会社は潰すという形なんです。だからこれ今の話はもう国は国民一人一人にGPSつけるみたいに、番号をつけるともう決めていることなんです。だからこれをどうするかであって、任意とか強制、任意

たとえば例えば高速でもずっと後ろまで並ばして切ると。そういう形なので、これは何と言いますか。やらざるを得ないのではないかと思います。10月5日からもう執行すると。だからこれに対して、もしこういったことをしない会社は潰れますよということがもう来ているんですよ、企業には。法人会のほうでも。だからこういった形で完全に強制、強制の法律が通ったような形が来ているので、だから今の通す、通さないの任意とか、どうのこうの。任意。例えばこれに入らないでいいと言ったら、今度は病院でずっと並ばされると、わざと並ばせて、通らない人は。こういった可能性が大きいので、その辺はもうはっきり言ってもうやらざるを得ない時代なのかなと思うんですけども、自分としては、もう会社に来ているんですよ、全部。法人会からも「これをやらないとだめだ」と。休憩願います。

○ 議長 島袋義範君

休憩します。 (休憩時刻14時35分)

再開します。 (再開時刻14時37分)

質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第70号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第70号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第70号 伊江村特定個人情報保護条例の制定についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第70号 伊江村特定個人情報保護条例の制定については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。 (休憩時刻14時37分)

再開します。 (再開時刻14時50分)

日程第9 議案第71号 伊江村手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第71号の説明の前に、先ほどの特定保護条例との関連もありますけれども、先ほど亀里議員からもありましたように、この件につきましては、新たなまた正式な通知が、細かいいろんな解釈のための通知が来るときに、皆さんに資料をお配りしながら説明できる機会を、勉強する機会を設けさせていただきますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

それでは議案第71号 伊江村手数料条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を、御説明いたします。

先ほどからあります行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要があるために提案するものでございます。番号法に基づく社会保障、税制度ではということで、先ほどありましたような個人番号が付番されて、本人に10月5日以降、通知されることになっております。市町村においては本人からの申請により、顔写真付きの個人番号カード、これは平成28年4月1日以降、交付をする予定でございますが、交付するものとされております。

いずれのカードも住民の皆さんの初回の費用負担はございません。つまり顔写真付きの個人番号カードを、最初に顔写真付きで交付するものについては、村民の負担はないということでありまして、初回のですね。い

ずれのカードも住民の皆さんの初回の費用はありませんが、紛失等により、再交付となる場合の手数料について規定するために、この条例を改正するものでございます。改正の内容につきましては、住民課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○ 議長 島袋義範君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西江 忍君

私のほうで改正内容を説明させていただきます。

通知カード及び個人番号の初回交付手数料及び経費につきましては、国庫補助対象となっていることから、副村長が先ほど申し上げたように個人の住民の皆さんの負担はございません。しかし、紛失等による再交付となる場合の交付手数料経費につきましては、国庫補助対象とならないことが国から既に示されております。このため、カードの紛失等による再交付を希望する場合は、受益者負担の考えから、手数料を負担していただくものと判断いたしました。このことから、再交付手数料額を規定するため、手数料条例の一部を改正するものでございます。

なお、カード等の原価等を考慮して、国から示されている再交付手数料相当経費は、通知カードが500円、個人番号カードが800円であることから、同額を再交付手数料額として規定するものです。

さらに、個人番号カードの運用開始に伴い、従来の住民基本台帳カードの交付を終了いたします。現在の住基カードの交付、再交付の手続は、平成27年12月28日をもって終了いたします。これは個人番号カードが、住基カードにかわるものであり、住基カードが有する身分証としての機能や、法的個人認証機能を含んでいるため、廃止することになっております。ただし、住基カードの有効期間の満了日までは、引き続き利用することができます。

それでは新旧対照表をもちまして、説明をいたしたいと思っております。新旧対照表が1条と2条に分かれておりますが、通知カードと個人番号カードの施行日が異なることから、1条と2条に分かれております。

まず第1条におきまして、15項から37項まで、1項ずつ繰り下げ、通知カードの再交付手数料、1件につき500円とする規定を加えております。新旧対照表の第2条におきまして、13の項を削り、14の項を13の項として、15の項から38の項までを1項ずつ繰り上げ、同表中13の項で個人番号カードの最高手数料1件につき800円とする改正を行い、14の項で通知カードの再交付手数料を規定した改正を行っております。

附則といたしまして、(施行期日)をうたっておりますが、第1条で規定しました通知カードの再交付手数料500円は、平成27年10月5日から第2条で規定する個人番号カードの再交付手数料は平成28年1月1日から施行する。としております。2項といたしまして、(経過措置)で、住民基本台帳12月28日までの住民基本台帳カードの交付及び再交付手数料の500円については、なお従前の例によると規定しております。以上です。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第71号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第71号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第71号 伊江村手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第71号 伊江村手数料条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第72号 伊江村子育て支援金に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政 英 君

議案第72号 伊江村子育て支援金に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を、御説明いたします。

これはこの子育て支援金に関する条例というのは、去った3月定例議会でこれまでの出産祝い金というのがございました。それらの子育て支援金に関する条例ということで制定していただきましたが、現在運用しているところでありますが、提案理由として、伊江村子育て支援金の交付対象者（居住期間）の明確化と、納税の確認が円滑に図られるよう、本条例の一部を改正する必要があるということで、今回一部を改正したいというのを提案理由にしてございますが、実は先ほど申し上げましたように、去った3月定例議会で議決していただき、運用してきましたけれども、この運用していく中で、目的に合わない事例、あるいは確認事項が出てきたために、本条例を改正したいと考えているわけでございます。つまりこの条例の目的は、伊江村の人口増加を促進するとともに、子育て支援をもって、活力ある村の発展と地域の福祉の向上に資するというので、この条例を目的として、出産祝い金ということで、第1子が5万円、第2子が10万円、第3子以降は20万円というふうに従来の出産祝い金を増額をして取り組んできたわけですが、実はこの今回、居住期間を明確にしたいというのは、内地から里帰り出産がいて、妊婦の間に住所を移して、島に帰ってくる例があるわけです。つまり伊江村に住所を有した時点で、妊婦健診であったり、それらの安心してこの島で出産できるように、その手だてといたしますか。支援はしてきているわけです。つまりフェリーのこの病院に通うための運賃の支援であったりとかということも、これまでしてきたわけですが、あるいは出産するための、名護あたりで出産をするために台風が来ますよということで宿泊をしたりとかというときには、出産宿泊待機料とか、そういったことでの支援はしてきたわけですが、この私たちの条例の目的である人口増加も含めて考えてみると、やはり出産をして祝い金をもらってすぐ戻るということでは、条例の趣旨に合わないのかなということで、担当課が非常に迷っている状況と、そういった現実があるというのが正直なところであります。

そういったことで、今回その例えばこれから説明しますが、出産前何日以内に住民になる。そして出産後、何日間は伊江島に引き続き住所を有するということを定めていきたいというのが、今回の条例の改正の内容であります。

また条例の中に交付対象の条件として、納税の未納があるときは、「完納後の交付としますよ」という条項がございますが、それらについても確認するための本人からの同意書、同意が本条例で設けられていないために、その同意書の様式の追加をしていきたいというのが、この条例の一部改正でございます。

ページを開けていただきまして、内容ですが、新旧対照表で説明させていただきます。新旧対照表の（1）ページですね。第2条（交付対象者）で、これまでの改正前のこれまでの条例は、伊江村の住民基本台帳に登録され、村内に居住している者が出産したときに、子育て支援金を交付するというのでございましたが、

これらにアンダーラインの部分で、伊江村の住民基本台帳に登録され、村内に当該出生時の出生日の90日以上前から住所を有し、引き続き出生後も当該出生児とともに、伊江村に住所を有する者とする。ただし、出生日の90日以上前から住所を有していない場合においても、引き続き伊江村に住所を有する者で、村長が認める場合は、この限りではないということで、誕生日の90日以上前から住所を有していない場合においてはというところなのですが、実は例えば教員であったり、の奥さんであったりとか、あるいは地下ダムの職員であったりとかというのは、大体3月30何日かに異動してくるわけです。しかし大体の人たちが1年以上、教員だと1年以上、大体3年ぐらいは住所を有するわけです。そういったことで、その90日前から住所にしていなくても、引き続き住所を有するというふうに認められたときは、村長が認めるときは、その限りではないというところを付け加えて、今回その2条の1項を改正したいと思っております。その第2条第2項については、アンダーラインの場所、改正前ですね。「完納後の交付となる。」というところに、「完納後に交付するものとする。」というふうに改正をさせていただきます。

第4条では、子育て支援金の交付申請書第1号様式（第1号様式）を提出しなければならない。とありますが、その後に「及び、第2条で定める事項を確認するため、同意書（第3号様式）を村長に提出するものとする。」ということに改正をしたいということでございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、平成27年さかのぼって4月1日から適用をしたいということでの内容でございます。

以上、提案理由の説明としまして、御質疑にお答えしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○ 議長 島 袋 義 範 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第72号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第72号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第72号 伊江村子育て支援金に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第72号 伊江村子育て支援金に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第73号 伊江村具志原貝塚等整備検討委員会設置条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政 英 君

議案説明の前に、皆さんにお配りしてから差し替えをされておりますので、全て差し替えされているんですが、実は第7条のところの部分が第2項のほうで変わっておりますので、その部分だけが変わったということでございます。この分で「この条例に特別に定めるもののほか」ということが入っていたんですが、それらは削除したというような差し替えでございまして、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第73号 伊江村具志原貝塚等整備検討委員会設置条例の制定についての提案理由を御説明

いたします。

具志原貝塚等の文化財の保存、整備、公開及び活用のため、調査及び審議を行う整備検討委員会を設置したいので、本条例を制定する必要があるために、提案をするものでございます。

それでは、条例の中身について、説明いたします。開けていただきまして、条例のまず第1条（設置）ですが、これは具志原貝塚検討委員会の目的、具志原貝塚等の文化財の保存、整備、公開及び活用に向けて必要な調査審議を行うために、検討委員会を設置しますということでございます。（所掌事務）第2条 委員会は、前条の規定する設置目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。ということです。（1）から（4）まで規定をしております。（組織）として、第3条 委員会は委員8人以内をもって組織するというところで、学識経験者、関係行政機関職員等から委嘱するというところでございます。また委員会には、第1項の委員のほか、必要に応じて非常に難しい専門的な知識が必要なきも多々あるだろうということで、特別委員を置くことができるというふうに期待しております。

第4条（任期）委員の任期は2年とし、再任は妨げないということでございます。委員長それから副委員長ということで、委員会に委員長、副委員長を置くということで2号から4号まで規定をしております。

第6条（会議）ということで、委員長が招集し、議長となる。ということでございます。

ページ、あけていただきまして、第7条は報酬及び費用弁償、第7条 委員長が招集した会議等に出席した委員には、報酬及び費用弁償を支給する。ということで、日額報酬その他の委員ということで、日額報酬ということでございます。また、村外あるいは県外からの委員に関しては、旅費またはそれに伴う費用弁償を支給しますということでの内容でございます。第2項で、前項の規定は、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定を準用する。ということで、村内の有識者をその委員として、お願いしたときに、それらを充当しますということでございます。

第8条（庶務）は、伊江村教育委員会において、処理するということでございます。第9条（委任）この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。ということでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。ということでございます。

以上ですが、できるだけ早くこれらの委員会に向けて立ち上げを今、準備をしているところでございますので、よろしく願いをいたします。

以上で、提案理由の説明にかえまして、質疑にお答えしたいと思います。よろしく願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

(休憩時刻15時08分)

再開します。

(再開時刻15時11分)

質疑ありませんか。8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎議員

具志原貝塚の文化財の保存、整備、公開及び活用とありますけれども、この活用の具志原の活用をどう具体的にやっていくか、お伺いします。

○ 議長 島袋義範君

教育長 宮里徳成君。

○ 教育長 宮里徳成君

今回、伊江村具志原貝塚等整備検討委員会を立ち上げるわけなんですけれども、平成12年に具志原貝塚及び周辺整備基本構想が制定されております。それから既に15年たっておりまして、そのときには、はにくす

にの施設の中で、この貝塚についても展示していくということで、現在具志原貝塚の資料館はあります。しかしながら、当初多目的な施設としてつくられておりますので、どうしてもなかなか今の発掘している貝塚等の展示が思うように狭隘できないということもあります。

それからその後、ナガラ原第3貝塚のほうでも、沖縄のほうでは初めてゴホウラ貝の腕輪が出ております。そういうことで、貝塚について、今はにくすに施設の改築、改造をして、するのかどうか。それも含めて。それから伊江村の貝塚の分布状況も含めて展示をしていける方法等の検討に入っていきたいと思っております。そういうことで事業についても、今年度一括交付金でこの検討委員会を立ち上げまして、平成28年度には、具志原貝塚の出土資料等の再整理についても、文科省の補助事業で整備を勧めていく予定でおります。平成29年度も試掘、具志原貝塚の試掘をやりまして、将来は具志原公園を、(仮称)貝塚公園として整備をしていけないかどうかについても、検討をしていくということになっております。港の近くですので、活用が大分図られるだろうとは思っておりますけれども、そういう場所、位置についても、全体的なことを検討していただきたいということでもあります。

○ 議長 島袋義範君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎議員

最近、ちまたでの噂ですけれども、教育長。私3月の定例会ですね。(仮称)伊江村の民俗歴史資料館ができて、こう博物館の能力をもってこう資料館が必要ではないかなど、建設についてお伺いをしましたけれども、最近ちまたの話でこの具志原貝塚にその資料館を建てたらという話があるよということを、私に聞かれたんですけれども、そういうことに近い博物館的な構想での今、活用のことを考えているんですか。

○ 議長 島袋義範君

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

それで、以前担当でありましたので、お答えさせていただきますが、平成12年に先ほど教育長が話をしました具志原区貝塚整備構想というのが、既に報告書があつた当時、つくり上げておりました。というのは、これまで伊江村は、開発行為が非常に盛んで、そのときにこの貝塚が見つかったときに、当時玉城金蔵村長でしたが、それらの砂を取るために、すべての発掘調査の費用を「その砂を取る業者に出させなさい」というのが、法律であるということで、当時、貝塚をすべて発掘調査するためには、四、五千万円はかかるだろうということで、それでは業者がたまつたものではないということで、すぐさま国へ話をしまして、国庫補助金での発掘調査をしたわけですけれども、その当時、その発掘調査をしていく中で、やはりこれ以上調査をするには、ものすごい文化財の量であるということから、これらを国指定にしていって、用地を買い上げたほうが、もう文化財の保存になるということで、これまでそれらを保存をして、国指定にやってきた経緯がございます。

そしてその後、その具志原貝塚をどのようにして整備をしていくかということで、平成12年ごろから取り組んで、実際にでき上がったのが平成13年の4月ぐらいでしたが、その当時、現在ある埋蔵文化センターでもって、文化化の職員ともうなくなりましたけれども、高宮先生という権威者がいましたけれども、その先生を委員長にして、具志原貝塚を今後どのようにして整備をしていくかというところの中で、あの土地に今掘り込んであるところの貝塚層を見せながら、そのまま地下に埋め込んで、そこに資料館をつくるんだというような主張を、実は伊江村教育委員会がこれまでずっとやってきたわけです。それらの構想についてもその本には載っていますが、しかしそれらが非常にその整備についても、文化財を一部破壊するんじゃないかということで、国としてもまかりならないと。という方もいますし、県としてはぜひその方向で進めるべき

だという人もいるわけです。なかなか意見が集約できないまま、実は今日まで至ってきたというのがあのものです。

そして今回の具志原貝塚等検討会というのは、村内にある具志原貝塚を中心にして、浜崎貝塚、あるいは最近話題になったナガラ原の貝塚あたりを何とかしてこう貝塚の道構想的な、そういったことでの検討もできないかという年代を追って、そういったこともできないかというのを、この中に織り交ぜながらやっていきたいというのが、現在の教育委員会の考え方でもありますが、今先ほど話が亀里議員からありましたあの場所に、もしできるのであれば、最適ではないかと私は個人的にはそう思っているんですが、その中で、今回の検討委員会の中で、いろんな専門の先生方を入れて、今後整備していく中で法的な規制をかけて、せっかく構想を立てたのに潰されるということにならないような検討委員会を立ち上げて、これ法的にこうだからこれできないよ。これはできますよというところをクリアしながら、その中で検討していくというのが今回の検討委員会であるというふうに考えておりますので、それを含めて今後検討されていくということになるだろうと考えておりますので、そういうふうな御理解をお願いしたいと思います。

○ 議長 島袋義範君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎議員

確かにその埋蔵文化財の利用とか、使用についても、かなり厳しい国の規制がかぶっているということ、私よく知っています。といいますのは、漁協をつくるときに、3カ月間ストップさせられましたよね。そういう際に、これだけに走るのではなくて、やはりこう博物館的なこれも考えて並行に進めることをぜひ、村長はじめ三役の皆さんであとひと頑張りしていただいて、国とも折衝していただいて、ただ具志原貝塚だけ、この貝塚の一連の整備をするのではなくて、これに関連して博物館、仮称ですよ。そういうのを建設する方向に進めれば、今よく話題になります。島や、表現は大変悪いですけども、「運動会シヌ、シッペー上手ヤシガ」そういう面には少しおくらしているよという話も聞きます。

私も他島、各12市町村回ってきました。一般質問でもやりましたけれども、あれ事実なんですよ。かなりおくらしている気がしますので、この際、この際に並行して進めるような知恵を絞っていただきたいと、強く私は要望して質疑を終わります。よろしくをお願いします。

○ 議長 島袋義範君

教育長 宮里徳成君。

○ 教育長 宮里徳成君

今、亀里議員のおっしゃることを念頭に今、検討委員会を立ち上げしようと思っております。まだ委員の先生方は決まってはおりませんが、考え方としては、考古学、史跡の整備の専門、それから歴史、民俗の専門の方、それから環境、建設、工学の先生方、島の文化財の保護審議委員をされている方等を、当然副村長も入るわけなんですけれども、そういう方々が入ってはきますので、もろもろの民俗の民具に関して、一応は話し合いをしていくということにしております。

○ 議長 島袋義範君

ほかに質疑ありませんか。〔「進行」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第73号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第73号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第73号 伊江村具志原貝塚等整備検討委員会設置条例の制定についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第73号 伊江村具志原貝塚等整備検討委員会設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第74号 村民レク広場備品購入（5連フェアウェイモア）の契約についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀幸 君

議案第74号 村民レク広場備品購入（5連フェアウェイモア）の契約についての提案理由を御説明申し上げます。

契約金額が810万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が60万円）、契約の相手方が沖縄県西原町字小那覇1556-1、株式会社 ヨシダ機器サービス、代表取締役 吉田盛範と契約をしていきたいと思っております。皆さんのお手元に資料として、このカタログの写真が配付されていると思いますが、ゴルフ場のフェアウェイの芝等の刈り取り作業に使用する管理用機械となっております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

○ 議長 島袋 義範 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。6番 仲宗根清夫議員。

○ 6番 仲宗根 清夫 議員

入札業者が全部、村内はいないんですけれども、いろいろと安いからということなのかどうか、わかりませんが、見てみたら村外の方なので。なぜかという、最初は村のゴルフ場で、もう発電機でも大変なマイナスしたことがあるので、また何とか何か故障したときのフォローがなかったんですよ。その辺も含めて今後この納入した業者が来るのかどうか。その辺は何か。なぜ村内ではなくて、村外にこのモアの件なんです、今まで大体村内の入札だったと思うんですが、変えた原因は何ですかね。

○ 議長 島袋 義範 君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間 常喜 君

自動車とかトラックとか、そういった車両に関しましては、村内の業者を優先的に指名をし、入札に参加していただくような手法をとっているわけですが、これに関しましては、金額も高いということもございしますが、特殊な機械ではございしますし、現在扱っている中古の機種がございしますが、それが老朽化をし、故障が相次いでいると。修繕費もかさんでいるということで、指定管理の代表の方から要望もございました。その中で、このフェアウェイモアを取り扱っている業者を選定し、指名参加のこの委員会に諮りまして、業者を選定した経緯がございします。アフターケアといいますか、そういった補修につきましても、新しいものですから、すぐには故障はしないと思いますが、定期的な点検とか、そういったものも踏まえて、そして軽微なものに関しては、そのゴルフ場の管理している職員の皆さんにも、少し知識を注入していただいて、知恵を貸していただいて、こういったときにはこういうふうに修繕するというような形で、メンテナンスに関してもいろいろと御指導いただいたり、そして定期的な修理、点検に伊江村のほうに赴いていただくように、お願いをしているところでございします。

○ 議長 島袋 義範 君

6番 仲宗根清夫議員。

○ 6番 仲宗根 清 夫 議員

ゴルフ場は電力ではなくて、発電機を使って、一回もあれば使っていないような状態で故障したんですね。ああいったことがあるので、島外から呼ぶときは、もう前例があるのでゴルフ場は、そういったのはしっかりした業者でないと、これはしっかり管理してもらいたいと思います。以上です。

○ 議長 島 袋 義 範 君

ほかに質疑ありませんか。〔「進行」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第74号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第74号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第74号 村民レク広場備品購入（5連フェアウェイモア）の契約についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第74号 村民レク広場備品購入（5連フェアウェイモア）の契約については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第75号 村民レク広場備品購入（乗用カート10台）の契約についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

議案第75号 村民レク広場備品購入（乗用カート10台）の契約についての提案理由を御説明申し上げます。契約金額が1,036万8,000万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が76万8,000円）、契約の相手方が沖縄県浦添市港川2-1-3、日産部品沖縄販売株式会社、代表取締役 仲井間宗仁と契約をしていきたいと考えております。

なお、今回の乗用カート10台すべて電動式となっております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます、御質疑にお答えをさせていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○ 議長 島 袋 義 範 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

(休憩時刻15時29分)

再開します。

(再開時刻15時38分)

ほかに質疑ありませんか。6番 仲宗根清夫議員。

○ 6番 仲宗根 清 夫 議員

今回ですね。カートを新品にかえると。もともと借りていたんですがあのころからなぜ中古を買うのかと。こんなバカなことないよと言ったんだけど、無視されましたけれども、なんで金があるときに、なぜあんな中古を買うのかと。こんなやり方では伊江村はもうおかしいので、これは今言った村外の人の意見が強いと。「おかしい話だと」、自分は言ったことがあります。だからそれも今回、せっかく村の同期生も頑張っていますので、これはいいことで、お互いでもう一回こういった運営に関しては、村外の人が今、自分自体もそ

う感じて、もうタッチはしませんけれども、だからもう一回、地元の購入してといたしますか、こういった人たちが一生懸命、頑張れる場をつくっていかないといけないのではないかと考えていると思いますが、よろしくお願ひします。これについては、反対ではありません。新しく今回は整備をして、頑張ってもらえればいいんじゃないかと考えていると思いますが、よろしくお願ひします。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

仲宗根清夫議員のこの中古車を購入という部分は、これは会社が購入したので、私を知る範囲ではやはり新車ではそれなりの費用負担が厳しいという部分で、できればやはり新車がいいんですが、もう中古車を買わざるを得なかったということで、その辺は理解をしていただきたいと思っております。

それと伊江島カントリーも、もう運営してから、今回で16期に入るんですかね。そういう部分で以前として厳しい経営状況ですが、私が個人的に思う中では、非常にその辺の経営的な部分にこう心配されて村外の委員の皆さんも、自分のその辺の立場から、ゴルフ場の経営健全化に向けて、いろんな意見を具申をされていると思っておりますので、また村内から選ばれた委員の皆さんも、そういう部分でいろんな意見を出し合いながら、総合的に今のカントリーの経営をどのようにして、こううまく軌道にのせていくかという部分をみんなで考えていかないといけないと思っておりますし、今の社長においては、土曜日の5時から1,000円で回るとか、その辺の斬新的な部分を打ち出して、この今回のこの決算では、利用者は減っていますけれども、こう売り上げ金額については、若干、増だという部分とかいろいろあって、なおかつ決算上は300万円ぐらいの赤字になるのかなというふうに見通しですが、その辺、従業員も2人ぐらい本当は欠員ですが、その辺を採用しないで頑張って、この経費を抑えて、そういう決算にもなっていますので、きょうの決算をこう終わりましたら、議会のほうにもその辺の毎回、そういう決算資料が求められていますので、準備して提出をさせていただきたいと思ひます。いずれにしても、先ほど来あります亀里議員、あるいは仲宗根議員のこの辺の部分をちゃんと私たちは肝に銘じて、ゴルフ場にも申し上げながら、長らくゴルフ場が続けられるような部分の支援はしていきたいと思っております。

失礼しました。土曜日の5時といたんですかね。普通平日でも5時から1,080円で回れるというような部分のこうやっております、非常にそういうことも一生懸命頑張っていますので、ぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

○ 議長 島袋義範君

ほかに質疑ありませんか。〔「進行」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第75号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第75号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第75号 村民レク広場備品購入（乗用カート10台）の契約についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第75号 村民レク広場備品購入（乗用カート10台）の契約については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第76号 外科用X線装置備品購入の契約についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀幸 君

議案第76号 外科用X線装置備品購入の契約について、御説明を申し上げます。

契約金額が583万2,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が43万2,000円）、契約の相手方が浦添市城間4丁目2番地10号、南西医療器株式会社、代表取締役 石垣正史と契約をしていきたいと思っております。お手元に、カタログの写真も資料として配付をしておりますが、その辺の詳しい内容を医療保健課長から説明をさせたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○ 議長 島袋 義範 君

医療保健課長 亀里裕治君。

○ 医療保健課長 亀里 裕治 君

私のほうでは、外科用X線装置の仕組みとか使用方法など、少し説明させていただきます。多少、医療用語も出ますが、よろしく願いをいたします。

外科用X線装置は、ポータブルX線装置とも呼び、移動が容易な可動式で家庭用のコンセント100ボルトで撮影が可能です。撮影した画像は、テレビ画面で動画と静止動画で読影でき、詳細な検査処置ができます。主に透析患者のシャントの確認、措置を施すことに有効です。シャントとは、実際に針をさす箇所、人工透析導入時の事前措置として、患者のひじ関節の内側あたりに動脈と静脈をつなぐ人工血管のことです。シャントへの穿刺回数がかさむうちに柔軟性の低下や変形が起こります。起こるため、場合によっては塞栓。塞栓といひまして血液が、血管がふさがれたり、血栓、血管内で血が固まることなどを発病することがあるため、現村内の透析患者は、3カ月に1回あたりの頻度で、村外の医療機関でシャントの確認、それからカテーテルを入れて、シャントの拡張処置を行っているが、本機種の導入により、それらの措置を迅速に伊江村の透析センターで行えます。また、脱臼や骨折の整復にも有効な医療機器の購入でございます。以上です。

○ 議長 島袋 義範 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

これ設置する場所は透析センターですか。それとも医療センターですか。どちらになるんですか。

○ 議長 島袋 義範 君

医療保健課長 亀里裕治君。

○ 医療保健課長 亀里 裕治 君

原則は、保健所の許可が必要です。X線を発射するものですから、通常は診療所側のレントゲン室で保管します。必要によっては移動して可動式なものですから、センターまで移動できますので、そこで使うという方法もあります。またあと外科室において、手術しながらの状態を見るとか、そういうような状況にも使える機器でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

ほかに質疑ありませんか。〔「進行」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第76号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第76号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第76号 外科用X線装置備品購入の契約についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第76号 外科用X線装置備品購入の契約については、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第77号 西崎漁港防波堤整備工事の請負契約についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

議案第77号 西崎漁港防波堤整備工事の請負契約についての提案理由を、御説明申し上げます。

契約金額が1億1,232万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が832万円）、契約の相手方が、伊江村字西江前563番地、有限会社 金城土建。代表取締役 金城清信と契約をしていきたいと考えております。なお、今回の工事につきましては、第1沖防波堤の改良工事、これ去年から引き続きの工事ですが、その残の10メートルの工事、消波ブロックの4トン型製作が148個、同じく消波ブロック4トン型の据え付けが168個、なお航路防波堤、これ全長で50メートルですが、そのうちの32.5メートルを今回の工事で行います。消波ブロック20トン型製作182個、同じく消波ブロック20トン型据え付けが116個ということで、残りの航路防波堤の残工事につきましては、先ほど議決をいただきました補正予算で計上している金額をもって、今年度中に施工するという計画になっております。

以上で、提案理由とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○ 議長 島袋 義 範 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

消波ブロックは今、20トンタイプとありますが、これの製作ヤード、どこで製作するのか。それと、自分は3月の定例会の時点で、事業の確認ということで、各村一円回ったときに、西崎漁港の上のほうで、花の被害が十分あると。その一因としてその漁港の消波ブロックにあがった、潮が上がって、その菊に塩害を及ぼしている状況も十分あるということをお伝えしました。ぜひですね。消波ブロックを入れて、航路の安全性を確保するのも重要であります。しかしそれに受けて、陸上でまたその被害が出るのが懸念をしております。ぜひそういった陸上でもそういった被害をとどめるべく、関連として陸上のかんがい地区ですね。の計画も早目に早急にしていただきたいと思います。まず20トンタイプの製作ヤード、どこでやるか教えていただけませんか。

○ 議長 島袋 義 範 君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並 里 晴 男 君

この工事は去年が引き続きしている工事でありますので、去年は養殖場の背後地のほうで、一応は製作をしております。つきましては、そこのほうが製作ヤードとなると考えています。つきましては、そこのほうが製作ヤードとなると考えています。

なお、その西崎漁港の地域の方々への説明等につきましては、農林課長のほうからひとつ、よろしく願いします。

○ 議長 島袋 義 範 君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

島袋議員から3月でしたか。議会においてそういう指摘がございまして、その話を受けてその地域で栽培されている農家に当たって、今は忙しいので、ちょっと時期をみて、そういう話し合いができればということで、具体的に集まって話し合いをしたわけではございませんが、時期を見てやろうなという内容の話はしたことがございました。

その件については、この対策についても今後、その地区の皆さんと話し合いをしながら進めていくようにしたいと思っております。

○ 議長 島袋義範君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

ぜひですね。陸上での塩害に関しても十分、目を光らせていただきたいと思います。自分がその辺の農家の皆さんに話をお伺いしたときには、できれば方言でいえば「ティシ」ですね。どうか早目に防潮林を入れていただけないかなど。それだけでも大分、かわってくるんだけどなという農家サイドの話もありました。そして先ほど消波ブロックの製作ヤードを、製作場所を聞いたのは、今からまた民泊の皆さんがあっちこっち、また回られます。特にそういった大型の工事での安全面が一番、憂慮する点でありますので、ぜひ業者の皆さんには、そういった安全面も徹底して指導していただいて、事故がないように工事を完了することを望みます。以上です。

○ 議長 島袋義範君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

島袋議員の工事の安全、それにつきましては、おっしゃるとおり、これからの民泊とかの生徒たち、いろんな方々が往来するとか。いろんなことまであると思いますので、重々安全面に関して、対応させていきたいと思えます。

○ 議長 島袋義範君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

指名業者が16社あるんですが、自社だけで海洋土木までできる会社は何社ありますか。

○ 議長 島袋義範君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

そのうち、大型の海洋土木の船とか重機等を持ち合わせている会社は、一応は下のほうの3業者で、屋部土建、丸尾建設、内間土建ということで、今のところ重機、その海洋土木の専門につきましては、その3業者だと思います。

なお、村内のひとつの雇用体系も含めまして、村内業者も一応は指名している状況でございます。

○ 議長 島袋義範君

休憩します。

(休憩時刻15時56分)

再開します。

(再開時刻15時56分)

ほかに質疑ありませんか。〔「進行」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第77号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第77号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第77号 西崎漁港防波堤整備工事の請負契約についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第77号 西崎漁港防波堤整備工事の請負契約については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(休憩時刻16時00分)

再開します。

(再開時刻16時10分)

日程第16 認定第1号 平成26年度伊江村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

認定第1号 平成26年度伊江村一般会計歳入歳出決算の認定についての提案理由を御説明申し上げます。

平成26年度主要施策の成果説明書の1ページをお開き願います。平成26年度の一般会計の決算を議会に認定に付するに当たり、決算概要を申し上げますとともに、地方自治法第233条第5項の規定により、主要施策の成果を報告し、提案理由とさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

一般会計決算の歳入総額は、62億655万7,938円、歳出総額は60億511万4,266円で、歳入歳出差引額は、2億144万3,672円となり、繰越明許費の9,283万4,000円を差し引いた実質収支額は、1億860万9,672円となりました。本年度の決算額を前年度と比較しますと、歳入で2億4,667万3,301円、4.1%の増、歳出で2億7,151万2,772円、4.7%の増となり、歳入歳出ともに増額となりました。その主な要因として、伊江小学校校舎、伊江幼稚園園舎改築併行防音事業の着手と、北部広域ネットワーク整備事業によるものであります。また、沖縄振興特別推進交付金でホームページサービス、拡充強化事業、観光振興事業、畜産振興事業、人材育成事業など、村の特殊性に起因する課題解決に向けた17事業を実施することができました。新たな事業として、北部連携促進特別振興事業で、多目的屋内運動場実施設計、救急患者搬送船の増船など、定住条件に資する、村民の医療、健康保持増進に向けた事業を実施することができました。調整交付金、SACO交付金は、教育、生活環境の整備や医療、住民福祉の向上を図るため、ミナト縦線整備事業、歯科診療所、電子カルテシステム整備事業、上水道施設整備事業、伊江小学校校庭整備実施設計などに充当をいたしました。なお、建設事業費などへの充当のため、過疎対策事業債、辺地対策事業債、一般補助施設整備等事業債、公共事業等債など合わせて3億4,456万1,000円の起債で、効率的な運用で、一般財源の持ち出しを極力抑えることができました。加えて財政調整基金、減債基金、特定防衛施設周辺整備調整交付金基金、人材育成基金、芸能振興基金、未買収道路用地取得基金、村民レク広場整備基金、元気な臨時交付金基金、あわせて2億8,711万154円を繰り入れし、本年度の財政需要に対応してまいりました。

一方、当該年度における基金積立は、厳しい財政需要や景気低迷による低金利時代のもと、前述の投資的経費に対応しながら、財政調整基金ほか7基金へ、基金利子を含めて2億4,900万円余の積立をすることができました。財政状況については、別紙、平成26年度普通会計概要のとおりであり、本村の財政事情は以前として自主財源に乏しい上、扶助費や補助費など、義務的経費が増加傾向にあり、国、県からの依存財源、平成26年度決算比率81%に頼っている、極めて厳しい現状にあります。村税においては、全村民がその現状認識を共有し、自主、自立に向けた貴重な自主財源として、今後も公平性、確実性を堅持し、受益者負担の

原則にのっとり、その財源の確保になお一層努めながら、義務的経費を抑制し、中長期的な展望に立って、諸事業を迅速、効果的に予算執行に当たってまいりたいと考えます。国の経済再生対策により、景気は民需、外需も緩慢ながら確実に回復、持続し、拡大傾向にあり、さらなる景気上昇が期待されておりますが、小規模自治体を取り巻く環境は、いつの時代でも厳しいことを常に認識し、「入るをはかりて出ざるをなす」を基本に、地方自治の本旨である「最小の経費で最大の効果を図る」とともに、時勢の変化による村民の多岐多様にわたる行政需要に対応し、互いに支え合い、誇りを持って豊かな気持ちで暮らし続けられる村の実現に向け、もろもろの懸案事項と課題解決に一層の努力を傾注する所存でありますので、議員各位をはじめ、村民皆様のさらなる御理解と御協力を申し上げ、提案理由とさせていただきます。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

歳入、款ごとに質疑を許します。〔「質疑なし」の声あり〕

1 款、村税。22ページから24ページまでです。〔「進行」の声あり〕

2 款、地方譲与税。24ページから26ページ。〔「進行」の声あり〕

3 款、利子割交付金。26ページ。〔「進行」の声あり〕

4 款、県民税配当割市町村交付金。これも26ページです。〔「進行」の声あり〕

5 款、県民税株式等譲渡所得割市町村交付金。28ページ。〔「進行」の声あり〕

6 款、地方消費税交付金。28ページ。〔「進行」の声あり〕

7 款、ゴルフ場利用税交付金。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

先ほど、入札の件で亀里議員からも、ゴルフ場の問題が指摘されましたが、決算報告書ができていたら、資料として提出していただきたいと思いますが、まだ決算はできていませんか。

○ 議長 島袋義範君

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

ただいまのゴルフ場の決算につきましては、本日、総会が開かれますので、それが終わってからあした、お配りしたいと思います。

○ 議長 島袋義範君

8 款、自動車取得税交付金。28ページ。〔「進行」の声あり〕

9 款、国有提供施設所在村交付金。30ページ。〔「進行」の声あり〕

10 款、地方特例交付金。これも30ページ。〔「進行」の声あり〕

11 款、地方交付税。〔「進行」の声あり〕

12 款、交通安全対策特別交付金。30ページから32ページ。〔「進行」の声あり〕

13 款、分担金及び負担金。32ページ。〔「進行」の声あり〕

14 款、使用料及び手数料。32ページから36ページまで。〔「進行」の声あり〕

15 款、国庫支出金。36ページから40ページ。進行していいですか。〔「進行」の声あり〕

16 款、県支出金。40ページから46ページ。〔「進行」の声あり〕

17 款、財産収入。46ページ。〔「進行」の声あり〕

18 款、寄附金。46ページから48ページまで。〔「進行」の声あり〕

19 款、繰入金。48ページから50ページまで。〔「進行」の声あり〕

20款、繰越金。50ページ。〔「進行」の声あり〕

21款、諸収入。50ページから52ページ。〔「進行」の声あり〕

22款、村債。52ページから55ページまで。〔「進行」の声あり〕

次、歳出に入ります。款ごとに質疑を許します。

1款、議会費。58ページ。〔「進行」の声あり〕

2款、総務費。58ページから79ページまで。〔「進行」の声あり〕

3款、民生費。80ページから91ページまで。〔「進行」の声あり〕

4款、衛生費。92ページから100ページまで。〔「進行」の声あり〕

5款、労働費。100ページから102ページまで。〔「進行」の声あり〕

6款、農林水産業費。102ページから118ページまで。〔「進行」の声あり〕

7款、商工費。118ページから122ページまで。〔「進行」の声あり〕

8款、土木費。122ページから132ページまで。〔「進行」の声あり〕

9款、消防費。132ページから134ページまで。〔「進行」の声あり〕

10款、教育費。134ページから156ページまで。〔「進行」の声あり〕

11款、災害復旧費。156ページ。〔「進行」の声あり〕

12款、公債費。156ページから158ページまで。〔「進行」の声あり〕

13款、諸支出金。158ページから160ページまで。〔「進行」の声あり〕

14款、予備費。160ページ。〔「進行」の声あり〕

歳入歳出一括して質疑を許します。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

本案については、全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって本案については、全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

日程第17 認定第2号 平成26年度伊江村診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

認定第2号 平成26年度伊江村診療所特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由を御説明申し上げます。

これにつきましても、平成26年度主要施策の成果説明書2ページをお開きいただきたいと思います。平成26年度診療所特別会計の決算収支状況は、歳入総額3億597万2,930円、歳出総額2億6,694万4,617円で、歳入歳出差引額は3,902万8,313円で、実質収支額も同額となりました。決算額の対前年度比は歳入で6,476万5,295円、26.9%の増、歳出で7,537万6,531円、39.3%の増となりました。

一般会計からの繰入金は、平成23年度より3,000万円を維持し、引き続き繰入金の圧縮が図られました。診療所運営においては、透析開設に伴い、歳入歳出ともに大幅な伸びとなりました。今後は、専門医派遣制度を活用した眼科、耳鼻科、皮膚科などの専門医療を展開し、透析センターと連携した合理的な運営を図り、一般会計からの繰入金削減を課題とし、村民が安心して暮らせる医療の提供に努めてまいりたいと考えます。以上で、提案理由とさせていただきます。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案については、歳入、一括して質疑を許します。204ページから207ページまで。歳入質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

歳出、一括して質疑を許します。210ページから215ページまで。

歳入、歳出一括して質疑を許します。進行してよろしいですか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

本案については、全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって本案については、全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

日程第18 認定第3号 平成26年度伊江村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

認定第3号 平成26年度伊江村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由を申し上げます。これにつきましても、2ページの決算概要を申し上げて、提案理由とさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

平成26年度の決算は、歳入総額9億8,734万3,645円に対し、歳出総額9億8,020万7,825円、実質収支が527万2,820円となっております。決算総額の前年度比較では歳入が5,126万7,255円、4.9%の減、歳出は2,223万8,350円、2.2%の減となっております。歳入歳出差し引き残額、実質収支527万2,820円については、次年度への繰越金といたしたいと思えます。国民健康保険事業の財政運営は、危機的状況にあると言えます被保険者に義務づけられている特定健診の受診率を向上させ、さらに毎年度の国民健康保険税の算定時に、税率等の見直しや的確な収支試算を行い、法定外繰入金については、必要に応じて対応をまいりたいと考えております。住民が健康で充実した生活を送ることができれば、中長期的には医療費の抑制に資するため、今後も住民健診、保健指導等とあわせて健康増進に向け、住民、行政、各種団体が一体となって取り組み、国保財政の健全化に努めてまいりたいと考えております。

以上で、提案理由とさせていただきます。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案についても、歳入、一括して質疑を許します。242ページから255ページまで。〔「質疑なし」の声あり〕

進行していいですか。歳出、一括して質疑を許します。258ページから275ページまで。〔「質疑なし」の声あり〕

歳入、歳出一括して質疑を許します。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

本案については、全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって本案については、全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

日程第19 認定第4号 平成26年度伊江村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

認定第4号 平成26年度伊江村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由を御説明申し上げます。

主要成果説明書の2ページ。後期高齢者医療特別会計の決算概要を申し述べて、提案理由にさせていただきたいと思います。後期高齢者医療制度は、独立した医療制度で75歳以上の方（一定の障害のある65歳以上の方）の後期高齢者に対して適切な医療の給付、必要な保健事業を実施するために県内全ての市町村で構成する沖縄県後期高齢者医療広域連合が設置をされております。医療広域連合は保険者として財政運営を担い、保険料の料率の決定などを行います。市町村においては、被保険者の便益の向上を図るため、保険料の徴収業務及び届け出に関する窓口業務を行っております。後期高齢者医療制度では後期高齢者の保険料を1割、現役世代の支援金を4割、国、県、市町村からの公費を5割という負担割合により、給付を賄うこととしております。本年度の歳入決算額6,681万5,013円の内訳は、被保険者の保険料が4,641万7,621円、保険料の軽減に係る保険基盤安定繰入金1,723万2,114円で全体の95.3%となっております。歳出においては、医療広域連合への保険料等納付金が6,115万1,618円で、決算総額6,268万5,414円の97.6%を占めております。以上で、提案理由とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案も歳入、一括して質疑を許します。302ページから307ページまで。〔「質疑なし」の声あり〕

歳出、一括して質疑を許します。310ページから313ページまで。〔「質疑なし」の声あり〕

歳入、歳出一括して質疑を許します。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

本案については、全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思ひます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって本案については、全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

日程第20 認定第5号 平成26年度伊江村水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

認定第5号 平成26年度伊江村水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、平成26年度伊江村水道事業報告書の概況を御説明し、提案理由とさせていただきます。と思ひます。

9ページをお開きください。平成26年度伊江村水道事業報告書。1. 概況（1）総括事項 平成26年度決算にあたり事業の概況を報告します。なお、本決算から地方公営企業会計の改正に基づく会計基準が適用をされております。

当年度は全県的に一定量の雨量があり、安定した給水業務を実施することができました。施設整備面におきましては、上水道浄水施設ろ過膜取替工事、上水道配管布設工事（1,938メートル）を一般会計（補助事業）で実施し、今後の原水の安全管理及び老朽管の改修を進めてまいりました。また、漏水の早期発見のた

め、独自調査を実施し、有収率の向上に努めておりますが、課題も多く抜本的な改善には至っておりません。

当年度の水需要に対しての総配水量は、対前年比で4万1,394立方メートル減の69万4,709立方メートル（1日平均1,903立方メートル）であります。その内訳は自己水源水量12万517立方メートル、対前年比8.3%の増、県企業局からの受水量が57万4,192立方メートル、対前年比8.1%の減となり、受水依存率は83%であります。有効水量は61万3,807立方メートル（有効率88.4%）で、有収水量は60万1,119立方メートル（有収率86.5%）前年度比較で3.6%の改善となっております。

《事業収支》

収入は、前年度1億5,388万3,331円に対し、当年度1億7,509万317円で、2,120万6,986円（13.8%）の増となっております。費用については、前年度1億4,888万5,539円に対し、当年度1億9,841万4,371円で、4,952万8,832円（33.3%）の大増な増となり、当年度の事業収支は2,332万4,054円の経常損失となりました。このことは、地方公営企業会計の改正による、みなし償却制度の廃止に伴う減価償却費、長期前受金戻入等の勘定科目への数値計上の変更によるものでございます。

《資本的収支》

収入はゼロ円となっております。支出については、企業債償還金が1,049万6,434円です。その収支差引不足額1,049万6,434円は、過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。以上、平成26年度伊江村水道事業会計決算の概況を申し上げ、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○ 議長 島袋 義範 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

収益的収入、一括して質疑を許します。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

無効水量について、決算審査意見書をもとにして、質疑をします。

審査意見書の3ページ、4ページにあるんですが、無効水量が8万902立方メートルになっています。前年度よりは少し減っているんですが、以前として高い無効水量率になっています。前の3ページには、自己水源の水量の推移があるんですが、湧出水量が、湧出が平成26年度で9万7,336立方メートルと、これに迫る無効水量が発生しています。私は去年もそのことを指摘したんですが、この湧出水量の83%が無効水量になっているということになります。この1年間でどのような改善をされたか。

それからこの無効水量8万902立方メートルの、金額にすればいくらの損失になるか。それをお聞きします。

○ 議長 島袋 義範 君

公営企業課長 西江 正君。

○ 公営企業課長 西江 正 君

はい、お答えをいたします。

無効水量の水量がなかなか改善に向かっていないということが現状でございます。配水管工事でありますとか、各家庭のメーター取り替えとかということで、水道事業、予算が厳しいものですから、なかなか一気に改善に向かうということは、難しいんですけども、一般会計からの補助事業を活用いたしまして、配管工事、それから漏水調査、各家庭、経年のメーターに対しての取り替え等を進めておりますけれども、まだまだ抜本的な改善には至っていないというのが現状でございます。

それから無効水量、料金に金額になおすといくらぐらいかということがございました。そのことは約1,000万円ぐらいだと、今大まかに計算しますと、そういう形になっております。

○ 議長 島袋義範君

ほかに質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

進行します。収益的支出、一括して質疑を許します。〔「質疑なし」の声あり〕

資本的収入、支出一括して質疑を許します。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

本案については、全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって本案については、全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

日程第21 認定第6号 平成26年度伊江村船舶運航事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

認定第6号 平成26年度伊江村船舶運航事業会計利益の処分及び決算の認定については、平成26年度伊江村船舶運航事業会計の概況を申し上げて、提案理由とさせていただきます。

9ページをお開きいただきたいと思えます。1概況、(1)総括事項、(イ)運航の状況、当年度も「いえしま」と「ぐすく」の2船運航で事業運営にあたり、年間運航計画として定期航路の運航を前年同様1,550回、定期航路の臨時運航を50回、定期航路外運航が10回の合計1,610回を設定し、運航に当たってまいりました。

当年度の、定期運航実績は1,469回で、運航計画を81回下回りました。また、欠航日数が17日、欠航回数は台風で46回、季節風による海上時化で5回、港内静穏度悪化で12.5回の合計63.5回となりました。

臨時運行実績では定期航路が119回で、計画に対し69回と大增に増えました。その要因は、民家体験泊事業によるものがほとんどであります。定期航路外は1回となり、計画より減となりました。よって運航回数全体では1,589回の運航となり、運航計画を21回下回る結果となりました。

(ロ)旅客輸送及び車両航送、当年度の旅客輸送実績は50万5,633人(1日平均1,385人)の計画に対しまして、2万5,633人増となりましたが、前年度比では7,780人(1.5%)の減となりました。車両航送については7万7,388台(1日平均212台)で、計画を1,368台の増、また前年度比でも20台(0.03%)の微増となりました。旅客輸送及び車両航送ともに、対前年比で大きな増減がないことは、沖縄県離島住民等交通コスト軽減事業、民家体験泊事業、公共事業が安定的に堅調に推移していることによるものと考えております。

(ハ)収益的収入及び支出、当年度の決算より地方公営企業会計の改正に基づく会計基準が適用されます。

船舶運航事業収益は7億5,742万2,863円で、前年度比1億2,314万4,929円(19.4%)の増となっております。その内訳は、営業収益においては6億4,760万7,358円で、前年度比3,280万8,303円(5.3%)の増、営業外収益では1億981万5,505円となり、前年度比9,037万2,599円(465%)と大幅な増となりました。その要因は、新公会計による、みなし償却制度の廃止に伴い、補助金相当額の減価償却見合い分を、順次収益化する改定によるものであります。

船舶運航事業費用は8億2,091万813円で、前年度比2億5,908万4,382円(46.1%)の増となっております。その内訳は、営業費用において6億2,825万5,403円で、前年度比8,984万895円(16.7%)の増となりました。営業外費用では、3,544万1,410円で、前年度比1,238万921円(53.7%)の増。特別損失では1億5,721万4,000円になり、前年度比1億5,685万4,270円の大幅な増額となりました。その要因は新会計による退職給付引当金の計上によるものでございます。平成26年度の決算において、収益費用が大きく増大したことは、

地方公営企業会計の改正によるみなし償却制度の廃止、退職給付引当金などの計上が大きな要因となっております。

次の10ページお願いいたします。(二) 資本的収入及び支出。収入においては、県補助金、一般会計補助金で409万3,200円です。支出では2,696万1,803円で、建設改良費、企業債償還金、他会計償還金などとなっております。なお、収入額が支出額に不足する額2,286万8,603円は、過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。以上、平成26年度伊江村船舶運航事業会計決算の概況報告を申し上げ、提案理由とさせていただきます。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

収益的収入、一括して質疑を許します。〔「質疑なし」の声あり〕

収益的支出、一括して質疑を許します。〔「質疑なし」の声あり〕

資本的収入、支出一括して質疑を許します。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

本案については、全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって本案については、全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

これから決算審査特別委員会の正副委員長を互選していただきます。

暫時休憩します。

(休憩時刻16時56分)

再開します。

(再開時刻16時57分)

これから諸般の報告をいたします。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定した旨、通知を受けましたので、報告いたします。委員長に渡久地政雄議員、副委員長に知念一邦議員、以上のとおり決定されましたので、報告いたします。これで諸般の報告を終わります。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(散会時刻16時57分)